

【意見要望活動】

平成15年度兵庫県予算に関する要望

我が国経済は、株価の低迷、雇用情勢の悪化など一段と厳しい情勢にあり、先行きについても米国経済の変調など極めて不透明な状態が続いています。

また、兵庫県経済においては、産業経済の本格復興が正念場を迎えており、特に経営基盤の脆弱な中小企業や地場産業等は存亡の危機に直面しています。

こうした状況下、2年目を迎える井戸兵庫県政展開にあたっては、景気回復のための効果的な政策運営に軸足をおくとともに、県下各地における構造改革特区構想の実現をはじめ、「防災」「環境」「医療・福祉」「情報通信」「生活文化」産業等特色ある産業クラスターづくりを通じて、産業構造改革の先導的な役割を果たしていくことが期待されます。

一方、企業経営においてコーポレートガバナンス、コンプライアンスの重要性が再認識される中、防災面における東京一極集中からのリスク回避、県民の安全で安心な社会生活を守る治安の強化をはじめ、官民とも危機管理体制の強化を図ることが喫緊の課題となっています。

このような認識の下、平成15年度の兵庫県予算の編成にあたっては、以下の諸項目について積極的に取り組まれますよう要望致します。

記

1. 予算編成の基本方針

<要望事項>

1. 予算編成の基本方針

平成15年度の予算編成においては、デフレ不況の中で厳しい経営環境に直面している中小企業対策の積極的な展開、効率的な公共事業の実施など当面の景気対策に軸足を置いた予算編成を図られるとともに、既存産業の高度化、新産業の創造・誘致等の産業振興策に最大限の配慮を願いたい。

また、県民局への権限委譲を含めた徹底した行財政改革を推進するとともに、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」の着実な推進及び「構造改革研究会」における諸提案の実現に重点的に取り組み、効果的な施策の推進に努めて頂きたい。

<回答>

1 平成15年度の予算編成については、厳しい経済・雇用情勢に対応するため、平成14年度補正予算による対策とあわせてほぼ前年度に見合う投資額を確保し、県内需要を喚起するとともに地域課題に対応した機動的なデフレ対策を講じる。

特に、本県経済の再活性化には、地域経済の活性化と雇用拡大の原動力である中小企業の元気回復と成長が必要不可欠であることから、中小企業金融の充実や新分野進出・第二創業等に取り組む企業への補助の拡充、(財)ひょうご中小企業活性化センターを中核とする支援体制の充実等により、セーフティネットの充実を図りつつ新たな挑戦を行う中小企業への支援を一層強力に推進していく。

また、未来を拓く成長分野での新産業創造を産官学の連携により一層支援するとともに、新たな産業の導入による地域経済の活性化をめざし、産業集積条例に基づく企業誘致インセンティブの拡充等により、内外企業の誘致を推進する。

2 本県の行財政改革については、平成11年度に策定した「行財政構造改革推進方策」に基づき、全庁をあげた取組みを推進しているところであり、これまで、事務事業の見直しをはじめ、投資事業費枠の設定と整備分野の重点化、組織の再編、定員の適正化と給与の見直しなど、改革の太宗を占める部分について具体化を図ってきた。

また、県民局については、平成15年度予算において、地域重点テーマに係る事業について県民局が直接予算要求できる仕組みを創設するとともに、地域固有の課題解決を図るための地域戦略推進費を拡充するなど、本庁から県民局への権限委譲についても積極的に行ってきた。

しかしながら、行財政構造改革推進方策における収支フレームについて、平成15年度当初予算及び内閣府が作成した試算等を踏まえ、平成16～20年度までの収支見通しを試算した結果、起債制限比率はピーク時においても15%台に止まるものの、平成16から20年度の5年間の合計で、収支不足額は、約2,550億円増加することが見込まれる。

この増加する収支不足に対しては、資金手当債の追加発行や基金の活用など、歳入における可能な限りの財源対策を講じることとするが、財源対策のみでは収支不足を解消することは極めて困難である。

このため、行財政構造改革期間の中間年度にあたる平成15年度において、推進方策の進捗状況の総点検を実施するとともに、行財政構造改革のための更なる検討を行う。

3 県では、平成13年12月、現下の厳しい経済・雇用情勢に対応し、「ひょうご経済・雇用戦略会議」からの提言を受け、県民生活の安心を確保する緊急対策を柔軟に講じつつ、平成16年度までに5万人のしごと・雇用創出をめざす「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」を策定した。

計画期間の最初にあたる平成14年度においては、プログラムにおいて重点とされたすべての事項について具体化や着手を図るなど、積極的な推進を図っている。しかしながら、経済・雇用を巡る情勢は刻々変化しており、兵庫の実情に応じた取り組みを適時適切に加えていくなど不断の見直しが必要であることから、本年度において、プログラムの充実策を検討するため、戦略会議を発展的に拡充し、産労学から構成される「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム推進会議」を設置した。

プログラム推進会議では、昨年6月以降、地域課題に即した新たな取り組みについて検討を進め、11月7日に開催された第3回会議において、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの充実に向けた提言」をまとめ、11月12日、県に提出した。

県では、この提言に基づき、産業の活性化、雇用就業の安定をより確かなものとするため、本年2月、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの充実策」をとりまとめた。

平成15年度においては、プログラムの3つの基本理念である「セーフティネット」、「一点突破」、「構造改革」を生かしつつ、国の対策を踏まえた「地域におけるデフレ対策の推進」、「県経済の中核を担う中小企業の一点突破型の挑戦への支援」、「ビジネスと新しい住まい方・ライフスタイルの創造環境形成」の3つの考え方及び具体の施策をプログラムに反映し、構造改革の過渡期における県民生活の安心を確保しながら、地域に密着した産業の活性化から先端技術の創出、さらに多様な働き方を支える雇用・就業環境の形成まで、民主導の自立的な取り組みを応援していく。

また、現在の停滞している産業の活性化を図るためには、産業構造改革の推進が不可欠であることから、「構造改革研究会」を設置して、今後取り組むべき方策を検討した結果、昨年11月22日に報告をとりまとめた。

報告書で示された諸提案については、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム推進会議」の「提言」に盛り込んでおり、中小企業支援のための新たな仕組みづくりなどすべての提案に対して、実現に向けた対応を行う予定であり、厳しい財政事情の中で重点的な予算配分に配慮するとともに、既存事業での対応を含め、できる限り早期かつ着実な実施に向けた取り組みを推進していく。

2. 中小企業対策の推進

<要望事項>

2-(1) 中小企業支援体制の強化

創業・経営革新等に積極的に取り組む中小企業を効率的且つ効果的に支援するため、県下支援機関をはじめ、産学官が連携して創業から、株式公開に至るまでの総合的な相談・サポートの仕組みづくりを促進するとともに、支援情報ポータルサイトの構築等ユーザーにとってわかりやすい施策PRを講じて頂きたい。特に、支援機関の中核を担う、ひょうご中小企業支援センター＝(財)兵庫県中小企業振興公社に全支援機関を横断的に指揮可能なシニアコーディネーターを設置するなど一層の機能強化を図られたい。

また、支援の最前線を担う、商工会議所の機能強化、職員の資質向上等について積極的に支援するとともに制度融資の取扱い拡大等、商工会議所の支援メニューの拡充を図られたい。

<回答>

1 平成11年からプラットフォームひょうご、平成12年から中小企業支援センター事業をそれぞれ実施し、中小企業のワンストップ化を図ってきたが、多様化する経営課題に対応するためには中小企業支援機関間のさらなる連携が必要である。

そこで、中小企業支援の中核機関であることを対外的に明確に示すため、(財)兵庫県中小企業振興公社の名称を平成15年度から(財)ひょうご中小企業活性化センターに変更するとともに、同センターを中心とした中小企業支援体制「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、中小企業支援機関間の連携強化を図ることによって、多様化した経営課題に対する的確な支援策を提供できる体制を構築する。

具体的には、(財)ひょうご中小企業活性化センターに「総括コーディネーター」を設置し、支援策コーディネート能力を強化するとともに中小企業支援機関間の横断的連携を促進する役割を果たすことにより、(財)ひょうご中小企業活性化センターが「中小企業支援ネットひょうご」の中心機関となるよう機能強化を図る。

なお、総括コーディネーターについては、企業経営に関してノウハウや人脈の豊富な民間人を起用する。総括コーディネーターの持つ情報・ノウハウ・人脈や企業に対する目利き能力等を最大限に活用することにより、多様な支援策を最適な形で各企業に提供することが可能になる。

また、地域における新事業創出を促進するため、(財)ひょうご中小企業活性化センターを中核的支援機関とし、県立工業技術センターや新産業創造研究機構などの新事業支援機関が連携しながら、各種相談や事業可能性評価委員会事業、起業家支援専門家派遣、さらには新産業創造キャピタルによる資金供給などの支援を実施するとともに、中小企業者等にとってわかりやすい支援情報の提供に努めていく。

2 商工会議所の機能強化及び職員の資質向上等については、県としても、経営改善普及事業を適正かつ円滑に推進するために、その必要性は認識しており、従来から事業推進に必要な経費を小規模事業支援費補助金により支援しており、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、関係予算の確保に努めるとともに、兵庫県商工会議所連合会と県による構造改革研究会においても商工会議所の機能強化及び職員の資質向上が提言されていることから、平成15年度はさらに、商工会議所の機能強化及び職員の資質向上を図るために商工会等が実施する先導的事業に対して支援する。

また、従来、商工会議所において取り扱ってきた制度融資（小規模企業資金、独立開業貸付及び離職者企業貸付）に加え、平成15年度からは、新たに新分野進出支援資金（先進的中小企業新分野進出事業支援貸付、第二創業等新分野進出支援貸付、経営革新支援貸付等）について、取扱メニューを拡大する。

<要望事項>

2-(2) 中小企業への金融対策

- ① 県内中小企業の資金繰りが厳しさを増す中、各種融資制度の拡充を図るとともに、貸付限度額の引き上げ、貸付期間の延長、貸付金利の低減、手続きの簡素化等融資条件の維持・改善を図られたい。
- ② 被災中小企業は、借入金の増加に伴う返済・金利負担などにより極めて厳しい状況にあるので、緊急災害復旧資金融資制度の据置期間及び償還期間を更に延長されたい。
- ③ 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るとともに、担保徴求を前提とした保証だけでなく、事業の将来性や、経営者の資質等に着目するなど保証条件の緩和を図られたい。
- ④ 中小企業の新設備導入意欲により積極的に応えていくため、現在の設備貸与制度における連帯保証人や担保の提供などの貸与条件を緩和されたい。

<回答>

- 1 中小企業融資制度については、これまでも中小企業者の資金需要に対応するため、融資枠の拡大、融資期間の延長、融資利率の引き下げ等融資条件の改善に努めてきた。

平成14年度は特に年度末緊急金融対策として、特別経営資金貸付の融資限度額の引き上げ、資金繰り支援貸付、金融変化対策貸付（B型）及び事業再生支援貸付の創設を行った。

また、平成15年度においては、不良債権処理の加速化などにより厳しい経済状況が続くことが見込まれることから、融資目標額を2,800億円（平成14年度当初比300億円増）に拡大し、特別経営資金貸付の継続実施、「新産業創造キャピタル投資先貸付」や「新事業活性化貸付」の創設、拠点地区進出支援貸付や小規模無担保貸付の融資限度額の引き上げ、などの充実により中小企業者を支援していく。

今後とも、中小企業者の資金ニーズに対応した融資条件の改善等に努め、中小企業融資制度の充実強化を図っていくとともに、金融機関及び保証協会に対して中小企業金融の円滑化への協力を要請していく。

また、国に対しても、中小企業への資金供給が円滑に進むよう、今後も、県からの提案、要望に努めていく。

- 2 県、神戸市の「緊急災害復旧資金」の融資（据置）期間は、当初10年（うち据置3年）以内であったが、被災中小企業者の負担軽減を図るため、これまでに国へ融資（据置）期間の延長を要望した結果、6度の延長が認められ、現行、16年（うち据置9年）以内となっている。

- 3 保証協会の経営基盤の強化については、中小企業の資金需要の増大に対して積極的に保証承諾できるよう平成13年度においても1億4,159万円の出捐を行ったことにより、平成13年度末で保証承諾可能額は、3兆1,454億円と信用保証が十分発揮できるような状況となっている。

今後も引き受けに支障が生じることのないよう、基本財産、債務保証残高の状況等を踏まえながら、取り組んでいく。

低金利の長期化による運用資産収入の減少や代位弁済の増加により、信用保証協会を取り巻く経営環境は厳しさを増しているが、保証条件の緩和については、保証協会の経営に大きな影響を与えることから、経営の健全性が確保されているかに留意しつつ、その可否について判断することとなっている。

保証協会では、無担保、第三者保証人なしで3営業日以内にスピード審査を行う保証制度として、「ひょうご無担保ローン『じんそく』」を創設し、中小企業者に対する資金供給の円滑化に取り組んでいる。

また、本県では、平成13年12月に創設された売掛債権担保融資保証制度が人的・物的担保に依存しないで中小企業に資金供給できるという意義に着目し、制度利用促進に積極的に取り組み、国に対しても制度の弾力的運用などの改善を要望してきたが、今後とも制度普及に資する提案を国に行うとともに、保証協会と連携して更なる利用促進への取り組みを積極的に進め、中小企業への資金供給の円滑化に努めていく。

なお、保証協会においては従来から中小企業金融の円滑化を図るため、保証審査にあたっては資金使途の適格性、業績・業容、返済能力、経営者の人物、事業の将来性等を調査し総合的に判断している。

- 4 貸与条件の緩和について、公社では、申込企業の負担を考慮し、できるだけ連帯保証人や担保の提供なしで貸与を実行したいと考えているが、景気の先行き不透明な中、最小限の債権保全を図る責務もあり、返済余力が厳しい場合に連帯保証人若しくは担保の提供を条件に貸与するケースがある。

貸与金額が1,000万円以下の場合、原則として連帯保証人は不要としており、また、連帯保証人が必要な場合でも、連帯保証人にかえて申込金額相当の不動産担保を提供することができるようにするなど、申込企業の負担の軽減に努めているところである。昨年度に貸与実行した177件のうち担保徴求したものは8件で、担保徴求割合は4.5%と少ない状況である。

<要望事項>

2-(3) 地元中小企業への優先発注

建設業界をはじめとする県内中小企業は、長引く不況と公共事業の抑制等により自助努力の限界を超える厳しい経営状況にあるため、発注機会の拡大を図るとともに、分離・分割発注、経常JV方式等を活用し、地域の特性に通じた地元中小企業への優先発注に努められたい。また、建設工事の入札資格要件については、県工事の受注実績・技術力・安全管理面での実績を重視されたい。

<回答>

- 1 公共工事の発注に際しては、事業の効率的執行の要請の範囲内で可能な限り分離・分割発注するとともに、技術的に施工可能で競争性が確保できる場合には、できる限り入札参加者を地元建設業者に限定して、県内中小建設業者の受注機会確保に努めている。
- また、県内建設業者により結成される一般共同企業体に対する総合評点の特例加算措置を行って、県内中小建設業者の上位ランク工事の受注機会の拡大にも配慮している。
- 下請け施工を必要とするものにあつては、原則として県内業者に発注し、工所用建材資材、物品等は県内業者から優先購入するよう指導しており、今後とも、県内中小建設業者の受注機会の確保に取り組んでいく。
- 2 県が発注する公共工事の入札に係る指名業者の選定等に当たっては、兵庫県建設工事入札参加者選定要綱に基づき、主任技術者、監理技術者等の有資格技術職員の有無を確認し、過去に施工した県工事における工事成績を考慮するなどにより、建設業者の技術力、安全管理面の実績等に配慮している。

<要望事項>

2-(4) 中小企業のIT化支援

- ① 中小企業におけるIT化を促進するため人材の育成や電子商取引の推進に対し積極的な支援を行うとともに、IT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。
- ② 県内のIT産業を育成強化するため、金融等の支援措置を拡充するとともに、兵庫県が実施するIT化に伴うソフト開発等については、可能な限り地元優先発注に努めて頂きたい。
- ③ 国を挙げて推進している電子自治体は、企業活動にも大きな影響を及ぼすので、電子署名・認証システムをはじめ、中小企業の認識不足が懸念される諸制度について速やかな情報開示と普及に努めて頂きたい。
- ④ 県下商工会議所が取り組むIT化推進事業及び商工会議所自体のIT化に対する支援措置を強化されたい。

<回答>

- 1 急速にITの普及が進む中、中小企業振興の観点から、電子商取引を始めとした地域産業各分野のIT化対応への支援は重要であると考えている。
とりわけIT化を担う企業内人材の育成は必要不可欠と考えており、経営者等を対象としたIT化への啓発を行う中小企業ITセミナーの開催、また、企業内のITリーダーを育成する情報化リーダー養成研修の実施など、人材育成支援施策を引き続き積極的に実施していく。
また、中小企業の情報ネットワークシステム構築の普及をはかるため、機器導入・システム開発等も補助対象とするIT化ビジネスプラン支援事業等を引き続き実施していく。
- 2 先端技術集約機器、情報ネットワークシステムの構築等、ITを含む先端機器の導入に対する先端機器導入等貸付により、県内のIT産業を育成強化するとともに、兵庫県が実施するIT化に伴うソフト開発等については、可能な限り地元優先発注に努めていく。
- 3 国では、e-Japan重点計画において、2003年度まで電子政府の実現を目指しており、昨年成立した行政手続オンライン化関係3法により、インターネットでの申請・届出手続の制度的整備が図られている。また、民間での電子認証業務は既に実施されているが、15年度には地方公共団体による公的個人認証サービスの実施が予定されており、インターネット上からも本人確認が行える仕組みが整備される。
また、県においても国と歩調を合わせて14年度から申請・届出手続の電子化に取り組んでおり、14年度内の一部運用を目指している。
電子認証制度の運用については、国民・企業に対して十分な情報開示と説明を行うよう国に要望するとともに、県の手続の電子化にあたっては、住民・企業への普及啓発を十分行い円滑な実施が行えるよう努めていく。
- 4 商工会議所のIT推進事業等については、中小企業の経営革新等を図る上で重要であるとの認識のもと、従来からの小規模事業支援費補助金のメニュー等を最大限活用しながら、今後とも支援措置の充実に努めていく。

<要望事項>

2-(5) 中小企業の環境対策への支援

環境マネジメントシステムの構築、環境保全に配慮した設備投資等をすすめる中小企業に対し、税制面の優遇措置並びに特別融資枠を設ける等具体的な支援策の拡充を図られるとともに、循環型社会の構築に向け、県内各地域におけるリサイクル拠点等の整備促進を図られたい。

<回答>

- 1 事業者の自主的な環境管理を促進するため、(財)ひょうご環境創造協会と連携して、ISO14001等環境マネジメントシステム構築に関するセミナーを開催している。
また、県のホームページに環境の保全と創造に関する条例や規則等を掲載したり、問い合わせ・相談へ対応することにより、事業者に対して、環境マネジメントシステム構築のための情報提供を行っている。
(参考) (財)ひょうご環境創造協会において実施している支援策
 - (1) 環境マネジメントシステム構築人材養成講座の開催
 - (2) 環境マネジメントシステム内部環境監査員養成セミナーの開催
 - (3) 環境アドバイザーによる環境マネジメントシステム構築相談の実施
 - (4) インターネットホームページによる各種情報の提供
 - (5) 「環境の保全と創造に関する条例関係規定集」等参考図書の発行

- 2 環境保全に配慮した設備投資を促進するため、兵庫県信用保証協会、県下各金融機関と連携して、地球環境保全資金融資制度（環境保全設備設置資金）を実施している。
この融資制度において、県内中小企業者に対して、公害防止、環境保全などの用途に対し、限度額3千万円（1企業あたり）、融資利率1.5%（15年1月現在）など有利な条件で融資が受けられるようしている。また、併せて利子補給も実施している。
- 3 持続可能な循環型社会の実現のためには、社会経済システムの整備はもとより、実際の処理施設の確保が必要である。
県では、産学官連携の広域リサイクル拠点整備協議会でのリサイクルや廃棄物適正処理の受け皿施設の事業化検討をもとに、「ひょうごエコタウン構想」を策定することとしており、同構想の承認後は、産学官の協力・連携により、さらなる民間リサイクル施設の事業化推進を図り、手続きの円滑化等の支援を行う。
さらに、先導性を有するリサイクル施設に対する県費補助制度の創設など、資源循環型産業の立地を一層支援することにより、環境と経済の調和を通じた環境関連産業の振興を図り、持続可能な循環型社会の実現を目指していく。

<要望事項>

2-(6)雇用対策の推進

深刻な雇用情勢を改善するため、5万人のしごと・雇用創出事業を着実に推進するとともに商工会議所等の民間団体が職業紹介事業を実施できるよう規制緩和を働きかけられたい。また、現在検討が進められている「兵庫しごとカレッジシステム」の構築については県下商工会議所との連携・活用について配慮するとともに、商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業への助成を強化されたい。

<回答>

- 1 厳しい雇用情勢に対応するため、平成16年度までの5万人のしごと・雇用創出を目標として、昨年度、民主導による経済活性化を基本としたひょうご経済・雇用再活性化プログラムを策定するとともに、この実現に向け、平成14年度プログラム関連予算を対前年度比34%増にするという異例の措置を講じるなど、その実現に全力を尽くしているところである。
さらに、プログラムのフォローアップのため、有識者からなるひょうご経済・雇用再活性化プログラム推進会議を設置するとともに、同会議からの提言も踏まえながら、1月には国の改革加速プログラムに対応し、補正予算措置を講じるとともに、平成15年度においても、プログラム関連事業への適切な予算を確保し、年次計画18,000人の目標設定を行い、できる限り早期の5万人のしごと・雇用創出の実現に向け、積極的な施策の展開に努めていく。
- 2 商工会議所が実施する職業紹介事業については、地方公共団体の実施する職業紹介事業と同様に認められていない。したがって、職業紹介事業を実施している商工会議所はない。
厚生労働省の労働政策審議会は、平成14年12月26日、厚生労働大臣に対し、職業紹介事業制度の改正について建議を行い、厚生労働省は、この建議の趣旨に沿い、現在行われている通常国会に関係法案を提出する予定である。
この建議の中で、商工会議所等の職業紹介については、「商工会議所、農協等特別の法律に基づいて設立された団体が、その構成員のために行う無料職業紹介事業については、当該団体の適正性が他の制度により確保されており、かつ、無料職業紹介事業の対象者が限定されていることにかんがみると、事業運営の適格性に問題が少ないと考えられることから、届出により機動的に行うことができるようにする。」と、された。
上記のとおり、職業安定法等の改正法案が現在行われている通常国会に提出される予定であることから、県としては、商工会議所等の民間団体が職業紹介事業を実施できるよう規制緩和を働きかける必要性に乏しく、その動向を見守りたい。

3 「兵庫しごとカレッジシステム」については、経営者団体及び商工団体をはじめ専修学校等職業能力開発サービスの実施機関や労働団体、行政機関等が相互に連携し、企業の人材ニーズを的確に把握するとともに、ニーズに合った能力開発カリキュラムの設定や求職者の目的意識の明確化を図るなど、能力開発の側面から雇用のミスマッチ解消のための新たな仕組みを構築していくこととしており、商工会議所の協力を得たいと考えている。

(商工会議所連合会に期待される役割)

- ① 企業ニーズの把握における個別企業の情報収集
- ② 職場実習先企業の確保、企業内技術者等の講師紹介
- ③ 企業ニーズに対応した能力開発プログラムの開設に関する各商工会議所への働きかけ
- ④ 受講修了者の就職先企業の確保・調整

4 商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業については、従来から小規模事業支援費補助金事業の事業メニューにある地域産業人材育成・指導事業により厳しい経営環境に置かれている小規模事業者の経営者、従業員等を対象に実施しており、今後も引き続き、事業推進に必要な経費を支援する。

<要望事項>

2-(7) 法人事業税の外形標準課税への対応

賃金、資産等を課税標準とする法人事業税の外形標準課税導入は、長期不況に苦しむ中小企業をはじめ県下企業の経営を圧迫し、産業・経済の活力を削ぐ恐れがあり、その導入については慎重に検討されたい。

<回答>

法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての性格を明確にし、税負担の公平性の確保や税収の安定性の観点から、全国的な制度としての導入を長年にわたり要望してきたが、昨年12月の与党三党の平成15年度税制改正大綱において、資本金が1億円を超える法人に限定して平成16年度から外形標準課税を導入することが決定され、地方税法の改正法案が国会で審議されている。

大法人についてのみであるが、所得課税であった法人事業税の枠組みに、外形標準課税が導入されることは、安定的な地方税財源確保への一歩前進であると考えている。

法案では、景気、雇用に配慮し、外形標準課税の導入割合は4分の1に限定され、赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度、雇用安定のための控除制度（報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合には超過額を収益配分額から控除）が盛り込まれている。

今後、納税義務者となる法人、関係団体に対し、外形標準課税の導入が行政サービスとの応益性に配慮した税制であること、景気・雇用に配慮したものであること等について、十分ご説明と周知を行い、円滑な導入に向けてご理解とご協力をいただくよう努めていく。

3. 小規模企業対策の拡充・強化

<要望事項>

3. 小規模企業対策の拡充・強化

長期の不況と著しい産業構造の変化等により県下各地では事業所数の減少が急激に進むなど地域経済の衰退が顕著になっている。このような中で、地域経済の活性化、街の復興・再生を進め、さらには地域での雇用の場を確保・創出していくためには、中小企業とりわけその大部分を占める小規模企業の健全な発展が不可欠であり、商工会議所等が実施している経営改善普及事業の重要性が益々高まっている。

先般、人事院による国家公務員の給与引下げ勧告がおこなわれたが、厳しい経済情勢により商工会議所財政が年々逼迫の度を強めつつある中で、仮に人件費補助金の引き下げが行われれば、これからの会議所運営や小規模企業対策等の事業の実施に深刻な影響を与えることが強く懸念される。

このような事情を踏まえ、経営指導員等補助対象職員の人件費については今後とも安定的・継続的に予算を確保頂くよう特段の配慮を賜りたい。さらに、各地商工会議所への経営指導員の配置数についても、従前の一般移行分を含めた経営指導員数を今後とも維持されるよう配慮頂きたい。

<回答>

小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分に認識しており、経営改善普及事業については、従来から事業推進に必要な経営指導員等の人件費を小規模事業支援費補助金により支援している。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努める。

また、経営指導員の定数については、地区内の小規模事業者の数によって定められていることから、平成13年事業所統計の結果によっては現在の配置数が定数を超過することも予想されるが、この場合にもその超過数について、経営指導員の退職があるまでは配置を認めることとしている。なお、一般移行分の経営指導員については、国庫補助対象職員でもあることから、一般の経営指導員と同様退職があるまで配置を認めてもらえるよう国に対し、引き続き要望していく。

4. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

<要望事項>

4-(1) やる気・意欲のある商店街等への重点的支援

やる気・意欲のある商店街等を重点的に支援するため、その地域の小売商業活性化や街づくりに積極的に取り組んでいる団体を選定し、その活動を人材、事業を含め包括的に支援する制度を創設されたい。

<回答>

商店街の活性化を促進するには、モデルとなる効果的な事業を積極的に支援し、活性化事例を作り出して行く必要があることから、活性化意欲が高く、街づくりの観点から他のモデルとなるような取り組みを行う団体等を選定し、その活動を人材、事業を含め包括的に支援するやる気商店街・小売市場活性化支援事業を創設し、まちの賑わいや活気を創出することとしている。

<要望事項>

4-(2) TMOへの支援

中心市街地の活性化に取り組んでいる県下各地のTMO関連事業を円滑に推進するため、TMOへの運営補助、県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まされたい。

<回答>

中心市街地の活性化については、中心市街地商業活性化基金助成事業により、タウンマネージメント機関が実施する中心市街地の空き店舗等の転貸家賃補助や計画策定事業等の様々なソフト事業に対し助成を行っているほか、商店街・商業集積活性化事業により、商業基盤施設等の整備に対し助成を行っている。

また、TMOや市町を集めた意見交換会を開催することにより、中心市街地に係る理解を深め、市町等行政内部における体制整備等を要請している。

さらに、市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう、「TMOまちづくり研究会」の開催、情報提供等を行っている。

<要望事項>

4-(3) 大型空き店舗の活用促進

県下各地で大型店舗の閉鎖が相次ぎ地域の活力低下を招く大きな要因となっているので、大型店舗閉鎖の影響防止と空き店舗への早期出店を促進する施策を充実されたい。

<回答>

消費不況が続くなか、小売業界では店舗の再編が進み、競争力の弱い市街地にある大型店舗の閉鎖が相次ぎ、市街地全体の活力を低下させる一因となっていることから、大型店舗閉鎖の影響を極力抑え、周辺商店街等の賑わいと地域活力を維持させていく必要がある。

このため、大型店舗が閉鎖され、後掲店舗が決まらないために顧客離れが危惧される商店街等が集客力を維持するために実施する共同集客イベントを支援するほか、市町が実施する大型空き店舗への早期出店促進事業を支援している。

<要望事項>

4-(4) 商店街等の競争力強化

商店街等における空き店舗対策・共同事業・人材育成等の支援策を拡充・強化するとともに、ひょうご中小企業支援センター等による施策情報提供の充実強化を図られたい。

また、ニーズの多い商店街競争力強化基金を拡充するとともに、一の申請者あたり、単年度かつ1回限りという採択基準を大幅に緩和されるよう引き続き国に働きかけられたい。

<回答>

1 空き店舗対策、共同事業支援としては、商店街等団体に対して、商店街競争力強化基金助成事業や中心市街地商業活性化基金助成事業によりテナント・ミックス管理事業や各種カード事業等の共同事業等のソフト事業に対し助成を行っている。このほか、空き店舗活用支援事業によりチャレンジショップやコミュニティ事業の家賃補助など多種多様な空き店舗対策を講じている。

また、人材育成については、中小企業支援センターにおいて商店経営の戦略やノウハウを提供する小売商業活性化セミナーを開催するなどの支援を講じている。

2 商店街競争力強化基金については、商店街等からの助成要望状況からみて拡充は考えていないが、必要な助成金が交付できるよう運用利回りの確保に努めている。

なお、採択基準については、商店街等からも一助成事業者あたり、単年度かつ1回限りの基準の緩和要望が強いため、その弾力的運用について他府県とも協調して国に対して働きかけている。

<要望事項>

4-(5) まちづくり計画に関する広域連携等

大型商業施設を有する市町村では、周辺の道路渋滞、中心市街地の空洞化の影響を受け、各種まちづくり計画の変更の必要性が生じているため、行政区域の枠を越え、近隣市町・商工会議所等において広域でのまちづくりに関する協議の場を設定されたい。

<回答>

モータリゼーションの進展や地域住民の日常生活圏の広域化等に伴い、地域住民の購買行動範囲が拡大している。

大型商業施設の設置は、単に当該市町だけではなく、近隣市町の地域住民の購買行動や商業地図、交通体系等にまで大きな影響を与えることとなる。

まちづくりにあたって、各市町は地域住民の生活の安全性や快適さなどを考慮しながら商業や工業の立地、都市計画などを検討しているが、今後は、こうした現状を踏まえ、自らの市町のみならず近隣市町を含め、地域全体として、お互いにどのような役割を果たし、補完しながら発展していくのかについて、広域的な視点から、市町をはじめ、商工会議所・商工会、地域住民や各種団体等の多様な主体が、それぞれの地域の課題をふまえつつ、検討していくことも必要と考える。かかる観点から、広域行政協議会等で協議される場合は、県としても積極的に参加していく。

また、大型店の出店に伴う大店立地法の届出に対しては、同法第8条第1項に基づき、県は当該市町は意見を聴くほか、市町の境界付近に出店する場合には隣接市町の意見を聴くこととなっており、また、商工会議所等も同法第8条第2項に基づき、大型店が出店する周辺地域の生活環境の保持の観点から、県に意見を述べるができることとしている。

なお、県では、中心市街地の空洞化や道路問題等の地域課題やニーズへの対応を含む市町の各種まちづくり計画について、中心市街地活性化基本計画の策定など市町の要請に基づき支援を行うこととしている。

5. 地場産業の活性化・ものづくり産業の振興

<要望事項>

5-(1) 産学連携・技術開発等への支援

- ① 中小企業をはじめ地元企業の新技術・新商品の開発支援を強化するため、県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構をはじめ大学、研究機関、各種団体等、ものづくりに関係する県内の全機関が参画する横断的な産学官ネットワーク(産学官連携コンソーシアム)の構築に努められたい。
- ② 県立工業技術センターの繊維工業、機械金属工業、皮革工業等専門技術支援センターの機能強化を図られたい。
- ③ 産学連携の一層の充実をはかるため、県立姫路工業大学産学交流センターへの支援を強化するとともに、2004年度の県立3大学統合を目指した「新県立大学基本計画」の着実な推進、尼崎をはじめとする県内各域における大学サテライト教室の開設等を検討されたい。

<回答>

- 1 県では、イノベーションの源泉である大学や研究機関等の知恵を活用した企業のビジネスの立ち上げを支援するため、平成14年度4月に(財)新産業創造研究機構(NIRO)内に兵庫県産学官連携イノベーションセンターを設置したが、これを円滑に機能させるため、県内大学、国研、公設試等の各研究機関のネットワークによる産学官連携総合窓口体制である「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、産学官の連携により課題解決を求める企業の相談等に対応している。

「兵庫県産学官連携コンソーシアム」の結成にあたり、技術上の課題のみならず企業経営上の課題や投融資に関する課題等にも対応できるよう、大学等研究機関のみならず(財)兵庫県中小企業振興公社や兵庫県商工会議所連合会等にも参画を依頼し、県下のものづくり産業支援機関によるネットワーク体制構築を図った。

なお、ネットワーク機能の充実を図るため、県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構、(財)兵庫県中小企業振興公社、(社)兵庫工業会の4者によるボード(連絡調整会議)を設置し、企業による新技術・新商品開発の促進に努める。

(参考)

「兵庫県産学官連携コンソーシアム」は、平成14年度、県、神戸市ほか11大学2高専1公設試5研究機関及び5団体で構成し、順次参加機関を募ることとしている。

- 2 県立工業技術センターについては、平成13年2月に策定した「県立試験研究機関・中期事業計画」に基づき、県内産業や産業界の技術支援機関としての機能充実のため、平成14年4月に内部組織の再編を実施し、県民や企業のニーズに直結した研究への重点化や技術支援機能、コーディネート機能及びマネジメント機能の強化を図っている。

具体的には、

- ① 研究分野では、企業ニーズが強く技術移転に結びつく研究開発の重点化
- ② 相談から事業化まで一貫したものづくり支援の推進
- ③ 大学等との役割分担のもと、技術の仲介・連携、技術移転、交流の橋渡しをするコーディネート機能の強化

など、取り組みを進めているところであり、機械金属、繊維及び皮革の3工業技術支援センターについても、それぞれの専門分野の市場・技術動向等を的確に踏まえ、技術支援の充実に努めていく。

- 3 姫路工業大学産学交流センターについては、平成12年度に設置し、研究・技術相談や新たな企業との交流など産学連携の推進に向けて努力している。

また、県立大学における寄附講座等の新たな制度の創設や共同研究等の制度の見直しなど、企業等の多様なニーズに対応するための制度整備に努め、TLOひょうごと連携して、研究成果の実用化にも取り組んでいる。

県立3大学の統合による「兵庫県立大学」の設置については、既に学長予定者、大学本部等の設置予定場所及び大学名称が決定し、平成15年4月の設置認可申請を予定しており、平成16年4月開学に向けて着実に取り組みを進めている。この「兵庫県立大学」においては、3大学の総合力を結集し、その教育研究の蓄積を活用し、地域の産業や社会の振興に寄与することを大学の理念の一つとしており、姫路工業大学産学交流センターを新大学の「産学連携センター」(仮称)として発展させ、全県的に活動を進める方向で検討を行っている。

なお、教育面での地域貢献については、新大学の「生涯学習交流センター」(仮称)を中心に展開していくことを予定しているところであるが、大学サテライト教室の開設については、県内各地域のニーズを踏まえながら、検討していく。

<要望事項>

5-(2) 新商品開発と新たな市場開拓への支援

- ① ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているが、新商品等のマーケティングや販売ルート開発を関係機関のネットワークを活かして支援する仕組みを整備されたい。さらに、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。
- ② 地場産業の新しい事業展開モデルの方向として、産地企業が企画提案力のある若手デザイナー等を活用しながら販売力のある大手企業を連携して自社のオリジナル商品を開発し販売していく事業に対して支援を行われたい。

- ③ ものづくりに関心のある若手起業家、研究者・技術者等が廉価で入居できる、空きビル・空き店舗・空き倉庫等を有効に活用した新たなものづくり拠点（工房）を整備されたい。

<回答>

- 1 マーケティング、販売ルートの開発、商談・ビジネス交流の場づくりについては、(財)ひょうご中小企業活性化センターにおいて各種商談会の開催、中小企業テクノフェアへの参加助成、製品カタログの作成等を実施し、ものづくり中小企業の支援を行っている。
また、受発注取引情報については公社において情報収集・発信を行うとともに、本年2月からは下請取引のあっせんを拡大すべく、公社に取引振興相談員を設置することとしている。
さらに、本年度からはインターネットを活用した「ひょうご取引マッチングシステム」が稼働し、登録企業はワンクリックで受発注等取引情報が閲覧できるようになったほか、IT化ビジネスプラン支援事業、地域産業情報化推進事業、小規模企業広域活性化事業など支援制度の強化に努めている。
- 2 県下の地場産業や伝統産業については、「地域産業集積活性化法」や「中小企業経営革新支援法」「新産業創造プログラム」「IT化ビジネスプラン支援事業」などによる補助金や低利融資、さらには、工業技術センターの技術指導や中小企業支援センターの経営相談などにより、新製品・新技術開発や新分野進出、人材養成などの取組への総合的な支援を行ってきたが、平成15年度新規事業として、産地の意欲ある企業等が、国内外における市場での競争力を高めるために行う製品の企画立案から新製品・新技術開発、販路開拓に至るまでの取組を支援する「地場産業新分野進出・新製品開発支援事業」を創設した。
さらに、国庫補助金や復興基金等を活用して、(財)神戸ファッション協会では、若手デザイナーの育成や紹介を実施、播州織産地や阪神・淡路産業復興推進機構では、需要開拓やイメージアップを目的に実施する事業において、若手デザイナーや販売力のある大手企業と連携した事業展開を図っている。
平成15年度においても、各般の施策を活用しつつ、引き続き支援を図る。
- 3 「産業集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に基づき新産業構造拠点地区のオフィスに入居し、新規成長事業を行う事業者に対しては、阪神・淡路大震災復興基金事業としてオフィス賃貸料の補助を実施している。

<要望事項>

5-(3) 地場産業振興機関及びその活動への支援

(財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図られるとともに、神戸ファッションフェスティバル、にしわき産業フェスタ、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業についての支援を拡充されたい。また、三木金物業界のPR拠点「道の駅みき金物展示館」の利用促進、加古川靴下業界の拠点となる「ホージャリーセンター」の建設促進等県内地場産業拠点に対する積極的な支援を講じられたい。

<回答>

- 1 (財)神戸ファッション協会等の地場産業振興機関が実施する地場産業製品の展示会などの需要開拓事業やファッションショー等のイメージアップ事業、パソコン教室等の人材養成事業に対して国庫補助金事業や復興基金事業等を活用して支援を行っているところであり、今後とも地域の地場産業の振興のため支援を行っていく。

- 2 また、酒ぐらルネサンス等の地域の産業振興イベントに参加する中小企業グループ等に対しても、復興基金事業等により支援を行っているところであり、今後ともイベントの趣旨・内容に沿った支援を行っていきたい。
- なお、各地域の地場産業拠点整備等については、各種の支援制度の活用方策を検討していく。

6. 新産業の創造・誘致

<要望事項>

6- (1) 創業・経営革新支援の拡充

- ① 起業家・ベンチャー企業の支援策として、商工会議所が実施するセミナー及び金融・人材斡旋・コンサルティング等の支援策を強化されるとともに、創業や経営革新の身近な支援拠点である県下10カ所の地域中小企業支援センターの機能拡充・強化を図られたい。また、ベンチャー企業の成長に不可欠な資金面をサポートするベンチャーマーケット協議会など投資家とのマッチングの機会提供等に引き続き支援されたい。
- ② 中小企業とりわけアーリーステージにある企業の財務面を支援するため、新産業創造キャピタル制度、新産業創造プログラム等の拡充強化を図られたい。また、創業期の企業へのリスクマネーの供給を促進するため、個人投資家に対するインセンティブを強化するとともに、官民一体となった地域限定版ファンドの創設を検討されたい。

<回答>

- 1 (財)阪神・淡路産業復興推進機構や(財)ひょうご中小企業活性化センター等の関係機関と連携しながら起業家の育成から投資までを支援する起業家育成システムを実施しているが、各地域の商工会議所等で実施されている起業家向けセミナー等とも連携しながら、内容の充実に努めていく。
- 2 地域中小企業支援センターについては、地域における創業や経営革新の支援拠点として地域に定着しつつあるが、県中小企業支援センターとの連携を図るとともに、地域資源を活用したビジネスを創出するための創業・経営革新スクールを開催するなど、適宜的確な事業を展開することにより、相談者のニーズに即した一層の機能強化を推進していく。
- 3 地域が一体となって21世紀をリードするベンチャー企業を輩出するため、ベンチャー企業と投資家等との幅広いマッチングを行うベンチャーマーケットの開催など、ベンチャーマーケット協議会の事業を通じて、引き続き有望なベンチャー企業の発掘を図り、その成長・発展を体系的かつ総合的に支援していく。
- 4 さらに、アーリーステージにある企業の財務面を支援するため、優れた技術力やアイデアを持つ中小企業等の新事業展開を支援する新産業創造プログラムや新産業創造キャピタルを引き続き実施するとともに、民間資金によるリスクマネーの供給促進策を検討していく。

<要望事項>

6- (2) 構造改革特区構想の推進

地域の特性を活かした活性化戦略である構造改革特区の導入については、下記特区構想の実現に向けて、規制緩和や税財政支援等実効ある優遇措置が講じられるよう引き続き国に対して強く働きかけられたい。

- ①先端光科学技術特区 ②但馬ツーリズム特区 ③自然産業創造特区 ④先端医療産業特区
- ⑤国際みなと経済特区 ⑥ものづくり高度化特区 ⑦カレッジタウン特区 ⑧環境リサイクル特区
- ⑨環境保全型農業等推進特区 ⑩国際経済立地促進特区

<回答>

現在、政府においては経済の活性化を進める施策の一環として、進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、構造改革特区制度の導入が進められており、地方公共団体等からの提案（7～8月）を基に、国の構造改革特区推進本部において、昨年9月20日には「構造改革特区推進のための基本方針」が、10月11日には「構造改革特区推進のためのプログラム」がそれぞれ策定され、特区制度の概要及び特区において講ずべき規制改革の内容が明らかになるとともに、臨時国会において、12月11日、「構造改革特別区域法」が成立した。

さらに、国においては、規制改革の更なる充実を図るため、昨年11月7日から1月15日までの間で第2次提案を地方公共団体・民間から募集するとともに、特区法第3条に基づき、「構造改革特別区域基本方針」を1月24日に閣議決定し、特区の認定基準や自治体が作成する「構造改革特別区域計画」に求める内容を明らかにした。

このような国における特区制度の動きを踏まえ、本県では、産公共同で特区構想の取りまとめを行い、国の第1次提案募集に対し、昨年8月末、10の特区構想を提案し、これら特区構想のうち、提案した規制改革が全国実施されることになったため、特区の必要性がなくなった2特区及び第1次提案のみで認定申請を行う1特区を除く7特区と新たに提案のあった5特区（県提案：1特区、市町提案：4特区）と併せた12の特区について、国の第2次提案募集に対して積極的な提案を行った。

今後、4月からの認定申請に向けた計画策定等を市町・産業界と連携しながら進め、本県が有する優位性を生かした特区の実現を求めていく。また、国に対し、一層の規制改革はもとより、税制支援、補助・融資の一体的な実施の働きかけなど実効性ある特区制度を促進していくとともに、円滑な規制改革の実施に必要な国・県・市町間の調整、特区実現のために必要な地域の主体的な取り組みの検討・推進などを図るため、国の認定状況等も勘案しながら、全県及び特区ごとに推進・調整体制を整備するなど、構造改革特区を生かした産業等の活性化を推進する。

<要望事項>

6-(3) 国際経済拠点の形成・内外企業の誘致促進・外国人生活インフラの強化

内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく新産業構造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区への進出企業に対する税制面等の優遇措置を拡充されるとともに、ひょうご投資サポートセンターの機能強化、国際経済交流テクニカルビジットの受入等国際経済拠点の形成に向けた取り組みを推進されたい。また、外資系企業、国際研究機関等で働く外国人にとって、子女生徒の教育は極めて重要な生活インフラであるので、カナディアンアカデミーをはじめとする県下の外国人学校に対する支援措置の更なる維持・強化に努められたい。

<回答>

1 優れた産業・社会基盤を有する拠点地区への産業集積を促進するため、県では不動産取得税の2分の1の軽減、新規地元雇用者や新エネルギー設備に対して助成する雇用創出型産業集積促進補助金、外資系企業向けオフィス賃料補助金、年利1.1%の拠点地区進出支援貸付等、拠点地区に進出する企業に対して様々な優遇措置を講じている。

さらに15年度に向けては、拠点地区進出支援貸付の限度額を25億円に引き上げるなど、優遇措置の拡充を図っていく。

また、外国・外資系企業誘致や本県企業との国際経済交流を促進するため、ひょうご投資サポートセンターにおけるワンストップサービスの充実、効果的な誘致ツールの整備、海外企業ビジネスチャンス発掘事業の実施、国際経済交流テクニカルビジット受入事業の継続実施など、国際的なビジネス環境の整備を図ることにより国際経済拠点の形成に向けた取り組みを進めていく。

- 2 外国人学校は、学校教育に類する教育を行うものとして、学校教育法第83条に定める各種学校に位置づけられており、国においては私立学校振興助成法に基づく国庫補助の対象とされておらず、地方交付税による財源措置も行われていない状況にある。
- このような状況において本県では、①外国人児童生徒等に対する教育の機会均等、②各種学校としての公益性、③国際親善の推進と国際理解の促進、といった観点から外国人学校教育振興費補助の拡充に努め、総額で全国1位の予算措置を行っており、今後とも、引き続き対応を図っていく。

7. 産業基盤・情報通信基盤の整備

<要望事項>

7- (1) 西播磨テクノポリス計画の推進

播磨科学公園都市の第2・3工区の早期着工及び県立粒子線医療センターの一般併用の早期開始を図るとともに、土地分譲条件の緩和等により研究開発型企業と高度技術型工場等の企業誘致を一層推進されたい。また、周辺市街地とのアクセス道路の整備、西播磨テクノポリスサテライト構想特定用地の早期利用の建設など周辺地域の環境整備を促進されたい。

<回答>

- 1 播磨科学公園都市の第2・3工区については、社会経済情勢や第1工区の企業立地動向等一般の状況を踏まえ、進捗調整を行っている。
- 2 県立粒子線医療センターでは一般治療に必要な治療装置（陽子線）の医療用具製造承認を平成14年10月に得たため、平成15年4月1日より一般治療を開始する。
- 3 播磨科学公園都市への企業誘致については、Spring-8、ニュースバルの産業利用に関心を有する企業や高度な技術力を保持し研究開発に積極的な企業を中心に誘致活動を実施してきたところであり、研究開発産業用地において中小区画を設定したほか、一般産業用地においては生産ラインの立地も可能にするなど、柔軟な対応を行っている。

さらに、平成14年に施行された「産業集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」の地区指定による税制上の優遇措置を新たなインセンティブとし、このような研究開発型企業、高度先端技術型工場の立地促進に努めている。

この結果、平成15年2月に、ニュースバルによる研究成果を実用化した企業の立地が決定した。

今後とも、最新の研究成果や産業利用の促進制度を積極的にPRしつつ、Spring-8、ニュースバルによる研究成果の活用が期待できる産業分野やベンチャーを対象に誘致活動を継続するとともに、貸研究所・貸事務所の整備、土地分譲条件の緩和などにより、企業ニーズに柔軟に対応し、企業誘致を推進する。

- 4 播磨科学公園都市と周辺地域を連絡する道路は、これまで（主）上郡三日月線（国道179号～テクノ～上郡町間）、（主）相生山崎線（国道2号～テクノ～国道179号間）、（主）姫路上郡線（真広～竜野西インター線間）等の整備を進め、いずれも完了している。

さらに、周辺市街地との連携強化も図るため、はりまふれあいロード、（一）姫路新宮線、（一）竜泉那波線、（主）若桜南光線、（主）姫路上郡線等について整備を進めており、今後とも事業の推進に努める。

- 5 県では、播磨科学公園都市周辺のサテライト団地に企業の集積を図るべく、県内外の企業に対して立地意向アンケートの実施、個別企業訪問及び現地案内を実施しているほか、平成13年度から首都圏及び近畿圏に配置している企業誘致専門員の活用、地元市町及び県民局で構成される企業誘致組織「西播磨地域企業誘致促進協議会」への参画及び情報交換を通じ、強力的に企業誘致活動を展開している。
- 平成15年度においても、関係機関と連携しつつ、引き続きサテライト団地への企業誘致に努める。

<要望事項>

7- (2) 高度情報通信基盤の整備促進

情報関連産業の集積を図る「ひょうご情報公園都市」の早期整備・企業誘致をすすめるとともに、兵庫情報ハイウェイの民間開放による県内企業のIT化推進のため、アクセスポイントまでの回線利用の優遇措置等いわゆるラスト・ワン・マイルの整備促進をはかり、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図られたい。

<回答>

- 1 都市の基盤整備については、第1工区(約170ha)の整備を進めることとし、中央幹線道路等の整備に伴い発生する残土を利用した粗造成工事、リサイクル緑化工事、上下水道、ガス等のライフライン工事を推進しており、今後は、進出企業の具体化に合わせて、オーダーメイド方式等により整造成を施工する。
- また、高速・大容量の情報通信環境の提供に向け、都市内に光ファイバー網を整備するため、通信ケーブル管路の埋設工事を推進する。
- 企業誘致については、平成15年3月に分譲を開始したところであり、次の取り組みを重点的に推進する。
- ① 進出意向を示している企業に対し、さらに充実させたインセンティブを改めて周知するとともに、現地案内、個別訪問による、分譲条件等早期立地に向けた具体的な協議の継続
 - ② ダイレクトメール送付先で関心の高かった企業、大学等へ現地案内などのフォローアップ
 - ③ 情報関連企業等成長7分野の業種をターゲットに、新たな企業へダイレクトメールを送付するなど誘致企業の発掘
 - ④ 現地案内所を活用し、兵庫情報ハイウェイ・アクセスポイントを利用したデモンストラーションや都市のPR
- 2 ADSLや光ファイバーに代表されるブロードバンドインターネット環境の整備は、原則として民間通信事業者の自由な競争環境下での事業展開により展開されるもの。
- しかしながら、郡部においては民間通信事業者の事業展開が見込めず、都市部と郡部の格差が拡大していると認識している。
- このため、平成17年度までに県内全ての市町において、県民誰もが映像等大容量の情報を快適に扱えるブロードバンド環境の早期実現を目指し、高速インターネット接続を可能にするADSLサービス等を展開する民間通信事業者を助成する市町に対し県が支援を行う「ブロードバンド100%整備プログラム」を昨年9月に創設した。

<要望事項>

7- (3) 臨海地域における工場跡地等総合的整備

臨海地域における工場跡地等の再開発・整備を支援するとともに、工場立地法に基づく緑地面積率や環境施設面積率等の設定について実態に即した見直しを図られたい。また、今後すすめられる「尼崎21世紀の森構想」の対象区域内の遊休地において自社負担により緑地を造成した場合、同緑地を工場立地法の緑地面積に算入する等の弾力的運用を図られたい。

<回答>

- 1 臨海地域における工場跡地等の再開発・整備については、今後とも、国、市町等と密接な連携を図りながら、「兵庫県大阪湾臨海地域整備計画」及び「兵庫県関連整備地域整備計画」（平成9年5月主務省庁承認）に基づき、国等の支援措置も導入することにより、開発地区の整備をはじめ、各種事業を積極的に推進する。

工場立地法では法施行前（昭和49年6月28日）に設置されている工場（既存工場）に対し、次のとおり緑地面積率及び環境施設面積率の緩和措置が設けられている。

- ① 既存工場が生産施設を増設する場合、確保すべき緑地面積は生産施設増設面積の1/2～3/4（業種による）に緩和される。
- ② 既存工場が生産施設を建て替える場合、ビルド面積がスクラップ面積の範囲内であれば、確保すべき緑地面積は生産施設増設面積の1/4～4/6（業種による）に更に緩和される。

工場立地法における工場敷地面積のとり方については、

- ① 第1工場と第2工場間に道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、一の工場敷地とみなす。

- ② 道路を隔てて工場と緑地や環境施設が向かい合っている場合、一の工場敷地とみなす。

として、工場立地法の運用例規に定められているが、各工場敷地と「尼崎21世紀の森構想」の対象区域内の遊休地は、道路を隔てて敷地が向かい合っておらず、離れていることから一の工場敷地としてみなすことはできない。

このことから、「尼崎21世紀の森構想」の対象区域内の遊休地において自社負担により緑地を整備しても同緑地を工場の緑地面積として算入することはできないが、工場立地法の規制緩和については、工場立地法上の緑地及び環境施設に係る定義の拡大、緑地面積率の緩和等について、国は平成15年度中に全国的に見直す方針であり、県としても規制緩和の内容に基づき指導していく。

- 2 また、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森」を全ての主体の参画と協働により推進するため、市民、企業、各種団体、学識者等からなる「尼崎21世紀の森づくり協議会」を平成14年8月に設立した。

15年度は、引き続き森づくりへの気運醸成を図るとともに、森づくり協議会に各種部会を設置し、構想推進の行動計画策定等に着手する。

県としても、森構想の趣旨に沿って遊休地の緑化を大幅に促進するためには、工場立地法における緑地を敷地外でも可能とするなどの弾力的な運用が必要と考えており、国に対して要望を行っている。

<要望事項>

7-(4) 中心市街地等地域拠点整備の推進

下記の地域拠点整備計画を関係機関と連携して推進されたい。

- ① 神戸・阪神地域
 - ・ JR尼崎駅周辺「あまがさき緑遊新都心」における集客性の高い中核施設の整備促進
 - ・ 県立芸術文化センター（仮称）の建設促進及び同施設を核とした芸術文化の振興
 - ・ 阪急西宮北口駅周辺の市街地再開発事業及び阪神西宮駅南地区再開発事業の推進
 - ・ JR夙川駅の早期完成支援
 - ・ 環境創造と新たなライフスタイルの創出拠点となるガーデンビレッジ（仮称）構想の早期実現
 - ・ 震災復興のシンボルプロジェクトである神戸東部新都心の整備推進

② 東播磨地域

- ・ JR加古川駅北及び南西地区再開発及び駅周辺連続立体交差事業の早期完成
- ・ 山陽電鉄連続立体交差第2期事業の促進及び西二見駅の早期完成支援
- ・ 北播磨ハイランド構想の早期実現
- ・ 小野長寿の郷（仮称）構想の早期実現

③ 中・西播磨地域

- ・ キャスティ21計画における姫路駅周辺土地区画整理事業・JR山陽本線連続立体交差事業の促進
- ・ 赤穂駅前再開発事業の推進
- ・ 相生駅南都市整備事業・那波丘の台地区市街地整備事業の推進

<回答>

[神戸・阪神地域]

- 1 JR東西線の開通、福知山線の複線電化、新快速・快速電車の停車、駅の橋上化、アミング潮江のオープン等が相次ぎ、JR尼崎駅周辺地域のポテンシャルは、大きく高まってきている。そのようななか、「あまがさき緑遊新都心」の整備については、都市基盤整備公団が事業主体となって行う、都市機能更新型の土地区画整理事業により、基盤整備が図られることになっており、平成14年1月には、国土交通省による事業認可も行われた。
さらに、10月には都市再生本部により都市再生緊急整備地域として決定され、キリンビールからも尼崎工場跡地について、複合開発に向けた具体的な取組みに着手したと発表された。今後とも、21世紀のまちづくりを先導する「あまがさき緑遊新都心」の実現に向けて、兵庫県東の玄関口にふさわしい整備をめざして、検討を進めながら尼崎市等の取組みに協力していく。
- 2 自ら創造し、県民とともに創造するパブリックシアターをめざす「芸術文化センター（仮称）」については、平成14年10月に着工し、平成17年秋の開館に向けて、引き続き、整備を推進していく。
また、施設の整備に先立ち実施している「ひょうご舞台芸術」「ひょうごオリジナル音楽公演」「ひょうごインビテーション」など多彩なソフト先行事業を通じて、県民への鑑賞機会の提供、ファン層の拡大、運営ノウハウの蓄積、各地域のホールや舞台芸術関係者等とのネットワークの構築などを進めるとともに、センター専属の芸術創造団体となる附属交響楽団の具体的な内容の検討など開館に向けた諸準備を行っており、これらを踏まえて、ソフト・ハード一体となった「芸術文化センター構想」を実現し、芸術文化振興を図っていく。
- 3 阪神西宮駅周辺では、阪神西宮駅南第一地区市街地再開発事業が事業中であり、当事業については、平成9年度の都市計画決定後、平成13年9月に工事着工、平成15年度中に施設建築物完成予定である。平成15年度も事業費確保とともに、事業の円滑な推進に向け、指導及び支援を行う。
- 4 JR夙川駅については、県が施行中の都市計画道路建石線の道路拡幅事業と一体となって、JRが整備を行う予定であり、今後とも地元の理解と協力を得ながら、周辺施設整備を行う西宮市とともに必要な支援を行っていく。
- 5 ガーデンビレッジ（仮称）構想については、平成12年度に基本構想を策定し、平成13年度には、地元住民・産業界の参画を得て、地域懇話会を開催し、機運の醸成や構想への参画などを呼びかけた。平成14年度は、拠点形成に結び付く研究開発及び情報発信機能の取組を先行することとし、ソフト活動の活性化を図るべく、将来成長が期待できる新ビジネス分野の可能性調査や、フロントランナーとなる企業の掘り起こしを行っている。平成15年度以降、景観園芸産業の振興をめざし、園芸業・造園業を中心に土木、建築、製造、流通、教育、健康産業等を始めとする多くの異業種を加えた中で、交流・ネットワークの構築や企業研究コンソーシアムの形成支援を実施する等のソフト先行事業を活発に展開し、構想の早期実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。

- 6 神戸東部新都心は、公的住宅が完成しているほか、次の施設が既に開設され、活動を開始している。
- ・兵庫県立美術館 ー芸術の館ー
 - ・国際健康開発センター（WHO神戸センター等の国際研究機関やひょうご国際プラザ等が入居）
 - ・JICA兵庫国際センター
 - ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター1期（防災未来館）
 - ・神戸防災合同庁舎
 - ・留学生会館
- また、今後、次の施設の開設に向けた整備推進に努める。
- ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター2期（人未来館）（平成15年4月26日開設予定）
 - ・県立災害医療センター・神戸赤十字病院（平成15年夏開設予定）
 - ・日本赤十字社兵庫県支部・兵庫県赤十字血液センター（平成15年夏開設予定）
 - ・こころのケア研究・研修センター（仮称）・県立精神保健福祉センター（平成15年度開設予定）

[東播磨地域]

- 1 JR加古川駅北地区土地区画整理については、JR加古川駅の北側に位置し、住宅供給・商業機能の集積を担う地区として位置付けられているが、現況は公共施設等の基盤整備が未整備のまま市街化が進行しているほか、JR山陽本線に接して北側に旧国鉄用地が広がり、地区発展の阻害要素となっている。
- そのため、地区に隣接するJR山陽本線及び加古川線の連続立体交差事業に合わせて土地区画整理事業を行い、播磨地方拠点都市地域の拠点地区として、また、加古川市の中心市街地としてふさわしい地区を創出する為、都市基盤施設の整備を行っている。
- 現在、建物移転及び道路築造を行っており、平成14年度末時点での事業進捗率は総事業費ベースで67%となっている。
- JR加古川駅周辺連続立体交差事業は、加古川駅周辺の南北交通の円滑化や駅周辺の都市基盤整備の核となる事業である。
- 平成12年10月に加古川駅の仮駅への切替を行い、山陽本線全区間の高架工事を展開しており、平成15年5月には、山陽本線高架切替を実施する予定である。また、残る加古川線についても、平成14年11月に着手しており、平成16年度末の高架切替に向け、加古川市や地元の協力を得ながら、整備を推進する。
- 2 山陽電鉄連続立体交差第2期事業は、平成6年度に完了した山陽明石駅を中心とする第1期に引き続き、山陽西新町駅を中心とした明石川以西約1.8kmを高架化することとしている。平成13年度末に事業認可を取得し、本年度より地元説明及び用地買収に着手しており、今後は、明石市や地元の協力を得ながら、早期の工事着手に向け、用地買収を推進する。
- 3 北はりまハイランド構想の具体化を図るため、県は、これまでから、「北播磨余暇村公園」「東播磨日時計の丘公園」の整備など北播磨地域の特性を活かした交流の舞台づくりを進めてきた。
- 本年度においても、「笠形山千ヶ峰県立自然公園利用拠点」（平成14年度4月オープン）、自然活用型野外CSR施設「なか・やちよの森公園」（平成15年3月オープン）の整備のほか、北はりまハイランドふるさと街道計画のもと、交流軸となる幹線道路整備を推進している。
- また、現在、北播磨（西脇市・多可郡）全体を“地域まるごと博物館”とする「北はりま田園空間博物館構想」が、地域が主体となって展開されており、平成14年9月にはその拠点となる総合案内所がオープンするとともに、11月には運営組織（NPO法人）も設立されたところである。
- 今後とも、北はりまハイランド構想の実現に向け、こうした地元市町及び住民等の主体的な取り組みを一層支援するとともに、都市と農村の交流の基盤づくりを積極的に進めていく。

- 4 小野長寿の郷（仮称）構想については、高齢者の新しい住まい方のフィールドを民間事業者に提供することを基本に、アクティブエイジングを推進する先導的なまちづくりモデルとして、①いきがい、②安全・安心、③緑環境、④基盤整備の4分野に係るソフトプログラム、並びに土地利用等基盤整計画について国や小野市と緊密な連携を取りながら検討を行っており、今年度中に基本計画を取りまとめる。

今年度、これまでの本構想への地元住民を始めとする県民の理解を深めるため、パブリック・コメント手続きによる県民意見の募集や、現地におけるワークショップを開催したほか、民間事業者主体の「事業化調査研究会」を立ち上げ、事業化の可能性の検証等を行っている。

来年度も、事業化方針となる基本計画の具体化・事業化に向け、県民ニーズや民間事業者の動向を見極めながら、①事業者に提示する県の与条件、②事業手法、③事業者選定方針について検討を行い、事業化を推進する。

[中・西播磨地域]

- 1 姫路駅周辺地区では、キャスティ21計画に合わせ、その都市基盤整備として連続立体交差事業、関連道路事業及び土地区画整理事業が一体的に実施されている。このうち、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められている。現在、建物移転が鋭意行われているところであり、平成14年度末時点で仮換地指定率は98%進捗率は25%となっている。

JR山陽本線等連続立体交差事業は、姫路市中心市街地の南北交通の円滑化、鉄道で分断された市街地の一体化はもとより、姫路駅周辺の都市基盤整備の核となる事業である。平成9年度に山陽本線東部区間約1.6kmの高架切替を行い、現在、姫路駅部及び西部区間の高架工事及び山陽電鉄移設工事を進めている。今後は、平成17年度末JR山陽本線の高架切替、平成20年度姫新・播但線の高架切替に向けて、整備を推進する。

- 2 相生駅南地区においては、良好な市街地の整備に向け、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市整備事業が実施されている。このうち、相生市が施行する相生駅南土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、交通ターミナル機能の整った駅前広場等の公共施設整備により、相生市の玄関口にふさわしいまちづくりが進められている。現在、仮換地指定を進め建物移転を実施しており、平成14年度末時点で仮換地指定率は93%、進捗率は総事業費ベースで91%となっている。

また、組合が施行する相生駅前地区Aブロック第1種市街地再開発事業については、JR相生駅の駅前として新しい街区を一体的に高度利用することにより玄関口に相応しい都市機能の整備や駅前立地の利便性を活かした住宅の整備を目指している。現在、平成11年度の組合設立後、権利変換計画作成に向けて検討中であり、県としては、早期の事業推進に向けて、指導及び支援を行う。

戦前に建てられた木造老朽住宅が密集する相生市那波丘の台地区では、居住環境や防災性の向上、道路・公園等の都市基盤の整備を目的に、土地区画整理事業と密集住宅市街地整備促進事業の合併施行により、効率的なまちづくりを進めている。このうち、土地区画整理事業については平成7年11月に事業計画を決定し、都市計画道路陸那波南本町線をはじめ、那波丘の台公園等の公共施設整備を行い、宅地の利用増進を図るべく事業が進められている。平成14年度末で進捗率は総事業費ベースで46%、仮換地指定率は60%となっている。

密集住宅市街地整備促進事業については、平成6年度に整備計画を策定し、老朽住宅の除去、従前居住者のためのコミュニティ住宅の建設等を行っている。平成13年9月にはコミュニティ住宅28戸が竣工し、計画戸数58戸が完成したことにより、今後は土地区画整理事業の仮換地指定状況等を考慮しながら、老朽住宅の買収除却を進めていくこととなる。

県としては、両事業の進捗等を勘案しながら、適切な指導、支援をしていく。

8. 魅力ある兵庫づくり

<要望事項>

8-(1) 集客観光PR事業の展開

多彩な地域の特色を活かした集客促進を図るため、(社)ひょうごツーリズム協会等各種団体と連携した広域観光モデルルートを活用し、県内各地域の観光関連拠点を結ぶ広域的な振興策を講じるとともに、NHK大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の平成15年放映を契機に新たな観光ルートの整備と内外への情報発信を積極的に展開されたい。

<回答>

- 1 「見る観光」から「体験・交流するツーリズム」へと観光の質的変容が進んでおり、地域の知恵と資源を結集した多彩な集客魅力の向上が不可欠になりつつある。
こうした潮流を踏まえ、昨年4月にツーリズム振興の指針となる「ひょうごツーリズムビジョン」を策定し、さらには、ツーリズムの総合的な推進に向けて、公民連携の中核的な組織として設立された(社)ひょうごツーリズム協会を始め、関係機関・団体と連携し「花味歩(はなみあるき)キャンペーン」など多彩なキャンペーンの展開や「ひょうごツーリズムバス事業」の実施など、広域的な観点からツーリズムの普及と振興に取り組んでいる。
今後とも、多彩な地域個性を生かし“感動を呼ぶツーリズムひょうご”を基本コンセプトとする「ひょうごツーリズムビジョン」の下、県内各地域と連携しながら、県内に存在する多様で特色ある地域資源を生かした産業ツーリズムなど、様々なツーリズム活動を推進し、本県の豊かな地域特性を生かした総合的なツーリズム振興を図っていく。
- 2 また、平成15年1月からのNHK大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の放映を契機に、昨年6月、武蔵にゆかりのある関係市町、関係団体などから構成された、ひょうご宮本武蔵ツーリズム連携協議会(事務局:(社)ひょうごツーリズム協会)が設立され、武蔵に関わる情報発信等を行っている。
今後、武蔵をテーマとした歴史探訪ツアーや東京地域でのパレード等、県下各地で多彩なイベントの実施が予定されており、県内外からの集客に向け、ひょうご宮本武蔵ツーリズム連携協議会などを通じて、情報発信やプロモーション活動等に、引き続き積極的に取り組んでいく。

<要望事項>

8-(2) 淡路島国際公園都市等の整備促進と神戸ルミナリエの開催支援

国営明石海峡公園をはじめとする淡路島国際公園都市の地域整備、大蔵海岸等関連施設の拡充を引き続き推進するとともに、明石海峡大橋を活かした継続的集客策の展開、観光PR等に積極的に取り組まれない。また、震災犠牲者への鎮魂等の理念を継承し、冬の一大イベントに成長した神戸ルミナリエの継続開催に対し、引き続き積極的な支援措置を講じられたい。

<回答>

- 1 淡路島国際公園都市については、自然環境の回復、緑豊かな景観の創造に力点を置きながら、人々の心と文化が交流する「コミュニケーション都市」として、平成12年3月に都市の概成を迎え、淡路花博「ジャパンフローラ2000」を開催したところであり、その中核施設の一つである国営明石海峡公園(淡路地区)は、近畿圏における広域レクリエーション需要の増大に因應するため、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念に、平成5年度から国土交通省近畿地方整備局により整備が進められている。本公園は平成14年3月21日に全体計画面積約96haのうち、約30haについて第1期開園を行った。県としては、今後も引き続き、同公園の整備促進に向け国に協力すると共に、要望を行っていく。

- 2 大蔵海岸の整備に関しては、国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所及び明石市により進められ、そのハード整備は完了しており、地域振興面においても大きく寄与するものと認識している。集客施設については、明石市によりその誘致が進められているところである。なお、大蔵海岸、アジュール舞子では、国土交通省により砂浜の安全対策工事が行われているが、工事の円滑な進捗と早期完成のための予算確保について、昨年末に明石市、神戸市と共に国土交通省へ要望を行った。今後とも当海岸が地域住民に親しまれ、安心して訪れることの出来る空間を早期に開放できるよう国に要望していく。
- 3 神戸ルミナリエは、震災後の被災地産業復興の起爆剤として開催され、現在では、「神戸の冬の風物詩」として冬の一大イベントに成長し、その定着がみられるところであり、その集客による経済効果は被災地の経済振興に大きく寄与している。
- また、国の復興特定事業にも認定されており、歳月の経過とともに震災が風化していく中で、単なる観光集客イベントとしてではなく、「震災犠牲者への鎮魂と都市の再生・復興への夢と希望の願い」という当初の理念を継承するイベントとして継続開催されることが望ましいと考えている。
- 今後の継続開催にあたっては、多額の経費を要することから、安定的な財源確保や経費の縮減に努めることが課題である。
- これからは、地域住民や産業界等をはじめとした地元が主体となった市民参加型のイベントとして継続、運営されることが都市イベントとして望ましい形であると考えており、県としても、こうしたことを踏まえ、神戸市をはじめとした関係者との連携を図りながら、開催支援について検討していく。

<要望事項>

8－(3)各地域における魅力ある兵庫づくりの推進

県立赤穂海浜公園内のわくわくランドの改修整備促進及び隣接する赤穂御崎地域との官民共同のPR・整備促進に取り組まれるとともに、加古川大堰の漕艇場としての利用促進、平荘湖、権現ダムを含む加古川流域・河口のレクリエーション環境づくりを積極的に支援されたい。また、但馬地域における「コウノトリ翔る地域まるごと博物館（仮称）構想・計画」の実現に積極的に取り組まれたい。

<回答>

- 1 「わくわくランド」の利用者数は平成6年度をピークに減少傾向にあり、平成元年の開設以来14年を超えて諸施設に老朽化が見られたり、利用者ニーズにあわなくなっている状況も見受けられるので、遊戯施設の改善や更新および周辺園路の大規模修繕等によって利用者の増加を図るべく努力している。
- また、赤穂市や民間企業等と連携して赤穂義士マラソン・トライアスロン大会、野外コンサート等を実施し、公園及び赤穂御崎や周辺地域の利用促進と活性化を図っており、今後もこれらの事業を積極的に展開するとともに、インターネット等を活用して公園の情報を広く発信していく。
- 2 加古川流域・河口のレクリエーション環境づくりについては、国土交通省管理区間においては、既に加古川市が河川占用許可を受け、「漕艇センター」及び河川公園等として河川空間の利用を行っている。国土交通省によれば、今後とも加古川流域の環境づくりについては、関係機関からの要望に可能な限り協力を行いたいとのことである。
- 3 平荘ダムにおいては、加古川市により「平荘湖プロムナード整備事業」及び「ふるさと自然のみち整備事業」が、また、権現ダムにおいては、県加古川土木事務所による「大規模自転車道整備事業」と加古川市による「ふるさと自然のみち整備事業」がそれぞれ実施されており、レクリエーションの場として活用されている。

- 4 昭和46年に、国内の野生のコウノトリが但馬地域を最後に絶滅して以来30年が経過するなか、県立コウノトリの郷公園を中心とした保護増殖の取り組みにより、平成14年には101羽を数えるに至っている。このような状況のもと、兵庫県では平成17年度からの試験放鳥に始まるコウノトリの野生復帰に向けて、平成14年度に「コウノトリ野生復帰推進協議会」を設置し、豊岡盆地を中心とする地域での野生復帰計画の策定をめざしている。同計画と連携し、県立コウノトリの郷公園周辺地域をエコミュージアム手法で先導的に整備するため、平成14年6月に「コウノトリ翔る地域まるごと博物館（仮称）構想・計画検討委員会」を設置し、構想・計画を策定中である。同年9月の検討委員会において、「構想・計画の中間まとめ」を取りまとめており、今後、ワークショップ等を重ね、平成15年3月までに構想・計画を策定することとしている。平成15年度からは両計画に沿って、地域を挙げて具体的事業の実施に取り組んでいく。

9. 総合交通体系の整備

<要望事項>

9-(1) 空港計画の推進

神戸空港は、21世紀の兵庫・関西の発展に大きく寄与することが期待されるので、2005年度の開港に向けて着実な整備を促進されたい。また、国内基幹空港として大阪国際空港を有効活用するため発着枠及び路線の拡充、広域レールアクセス構想の早期実現及びモノレールの延伸等を図られるとともに、但馬空港における東京直行便の早期実現、播磨地域にとって望ましい空港のあり方についての研究・検討をすすめられたい。さらに、関西国際空港への県内各地からのアクセス整備を進められたい。

<回答>

- 1 神戸空港については、神戸空港が、本県の玄関口として神戸市民のみならず県民にも広く利用され、利便をもたらす都市基盤施設であること、また、この空港が将来的に県民の足として定着するために安定的かつ適切な空港運営の確保が必要であるとの観点から、空港整備に対する補助及び神戸空港ターミナル株への出資を行っており、今後も広域的な観点から支援していく。
- 2 大阪国際空港については、平成10年7月から低騒音ジェット機の使用を前提に30便の増便が実現しており、また平成13年11月からYS-11型機の代替にあわせ20便（合計50便）まで増便されている。さらに、昨年4月から、低騒音リージョナルジェット（CRJ100/200）をプロペラ機と同様に扱い、総発着枠内で離発着することが可能となっている。これらの措置により、平成14年度乗降客数は1,760万人となっている。今後も地元市の意向を尊重しつつ、発着枠及び路線の拡充に努める。
- 3 大阪国際空港へのアクセスについては、大阪国際空港が人口集積地域である阪神都市圏に位置する特徴を活かすためにも、定時性・高速性・大量輸送性を備えた広域レールアクセス構想が必要であると考え、調査・検討を行っている。この構想の実現には、採算性の確保などの課題があるため、引き続き、地元伊丹市とともに課題解決に向けた調査・検討を進めていく。
- 4 コウノトリ但馬空港からの東京直行便については、地元と連携を図りながら、国に対して羽田空港の小型機枠の開設を働きかけており、今後も引き続き直行便実現に向けた取り組みを進めていく。
- 5 播磨空港計画については、県や地元自治体も参加した播磨空港整備協議会が中心となって、引き続き播磨地域における空港のあり方について調査・検討を行う。

6 関西国際空港への海上アクセスについては、淡路地域との間で運航されており、今後とも、関西国際空港への交通アクセスの充実に努める。

<要望事項>

9-(2) 港湾及びウォーターフロント整備事業の推進

神戸・大阪港を補完するため尼崎西宮芦屋港の整備を推進するとともに、姫路港、東播磨港、赤穂港など県内主要港の港湾機能の強化・拡充を図られたい。また、阪神臨海部における水と緑の回廊づくり、東播磨地域における瀬戸内なぎさ回廊づくり、相生湾マリンタウンプロジェクト、坂越港ふるさと海岸や田ノ代海岸いきいき・海の子・海岸づくり等各地域におけるウォーターフロント拠点の整備・開発に努められたい。

<回答>

尼崎西宮芦屋港では、現在、尼崎地区において多目的国際ターミナルの整備を進めており、今後とも同計画を推進していく。

姫路港では、大規模地震時における県民の安全・安心を確保するため、須加地区において岸壁、橋梁の耐震改良を推進していく。

また、東播磨港でも同様に、二見地区において、アクセスの多重化を図るための橋梁の耐震改良を推進していくこととしており、港湾機能の強化、拡充を図っていく。

その他の県内主要港についても、引き続き港湾機能の強化・拡充に取り組んでいく。

また、都市の水辺を形成している港湾や海岸には単に物流あるいは防災としての機能だけでなく、人々が海や自然環境に触れる貴重な場を提供することが求められているため、尼崎西宮芦屋港や東播磨港など、各地域において「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め、環境創造を図るとともにウォーターフロントにおけるレクリエーション機能の向上に取り組んでいく。

<要望事項>

9-(3) 大阪湾岸道路の建設促進

大阪湾岸道路は、都市部の大量かつ重交通を円滑に処理し、より効果・効率的な経済活動に貢献するとともに、渋滞・大気汚染の緩和や代替性のある道路網を形成する重要な都市基盤であるので、残区間（8・9期）の早期着工・全線開通を促進されたい。

<回答>

大阪湾岸道路（阪神高速道路湾岸線8・9期）のうち、8期区間（名谷JCT～神戸市長田区）については、平成6年9月に都市計画決定を行っている。残る区間（神戸市長田区～六甲アイランド）についても、早期に都市計画の手続きに着手できるよう関係機関と調整を進めており、早期着工が図られるよう、引き続き、国土交通など関係機関と協議調整を進める。

<要望事項>

9-(4) 神戸淡路鳴門自動車道通行料の恒久的引き下げ

平成15年3月末の神戸淡路鳴門自動車道の特別料金適用期限切れを控え、同自動車道の通行料の恒久的な引き下げについて、関係先に強く働きかけられたい。

<回答>

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金については、これまで、地域活性化や地域間交流のさらなる促進を図るため、再三に渡り、関係府県市とともに国及び道路関係四公団民営化推進委員会等に対し、供用直後の5年間に限り適用されている特別料金の期間延長を含め、利用しやすい料金とすることを提案してきた。

3月18日、国は本四公団に対する当面の措置として、1年間に限り、現行特別料金からさらに1割引き下げる内容の新特別料金を許可した。

今後、国、公団に対し、引き続きコスト縮減、経営合理化や弾力的な料金設定などにより、さらなる料金の引き下げが実現できるよう関係府県市と連携を図りつつ、求めていく。

<要望事項>

9-(5) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。同時に、ITS（高度道路交通システム）の早期導入等による渋滞解消の研究、主要幹線道路における歩道のバリアフリー化・電柱の地中化等を推進されたい。

- ① 高規格幹線道路等
 - ・近畿自動車道 名古屋神戸線（第二名神高速道路）
 - ・北近畿豊岡自動車道
 - ・中国横断自動車道 姫路鳥取線
- ② 都市高速道路
 - ・阪神高速道路（神戸山手線）
- ③ 地域高規格道路
 - ・鳥取豊岡宮津自動車道
 - ・神戸西バイパス
 - ・神戸中央線
 - ・東播磨南北道路
 - ・阪神間南北線
 - ・東播丹波連絡道路
- ④ 地域幹線道路
 - ・国道2号線（相生拡幅、相生有年道路、姫路西拡幅、和坂～小久保）
 - ・国道175号線（平野拡幅、神出バイパス、三木バイパス、西脇北バイパス）
 - ・国道176号線（塩瀬町工区の付け替え道路整備促進）
 - ・国道250号（相生市皆勤橋～瀬浜間、高取峠のトンネル化・登坂車線等道路整備、飾磨バイパス及びその東伸）
 - ・国道427号線の総合的な整備
 - ・都市計画道路山手幹線（神戸～尼崎）の全線開通に向けた整備促進
 - ・都市計画道路園田西武庫線の整備促進
 - ・姫路十二所前線と国道2号の一方通行解除による相互通行の実現
 - ・都市計画道路尾上小野線（加古川市）の整備促進
 - ・龍野・揖保川・御津南北連絡道路（はりま・ふれあいロード）の整備促進
 - ・揖龍南北幹線道路の整備促進
 - ・播磨臨海地域における道路網計画の推進
- ⑤ その他の道路
 - ・都市計画道路赤穂駅前大石神社線の整備促進
 - ・県道周世尾崎線（坂越・尾崎のトンネル新設）
 - ・都市計画道路相生駅相生線（垣内町一陸本町・栄町）交差点改良の早期整備
 - ・県道国分寺白浜線（姫路東インター南側）の拡幅
 - ・東播磨南北道路の早期実現
 - ・加古川左岸堤防道路の拡幅
 - ・都市計画道路沖浜平津線（高砂）の早期整備
 - ・県道大沢西宮線（国道2号線～阪急甲陽線）の拡幅工事

- ・ 尼崎池田線拡幅整備事業の早期完成
 - ・ 尼崎港線と阪神電鉄交差部の拡幅
 - ・ 尼崎宝塚線（武庫の里以北）拡幅事業の早期着工
 - ・ 円山川右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸
- ⑥ 紀淡連絡道路の早期事業化

<回答>

- 1 高速道路におけるITSの一環として、日本道路公団、阪神高速道路公団では、料金所渋滞の緩和や沿道環境の改善に資するETC（ノンストップ自動料金支払システム）の導入に取り組んでいる。現在、日本道路公団の管理する名神高速道路等の高規格幹線道路については、県下全ての料金所にETCが設置されている。また、阪神高速道路については、県下全43料金所のうち、41料金所にETCが設置されている。県としては、引き続き、未整備料金所におけるETCの設置を公団に対し、要望していく。
- 2 歩道の整備にあたっては、高齢者、身体障害者等の活動機会の増大に対応し、段差解消、点字ブロックの敷設や幅広歩道、セミフラット型歩道の整備促進を図っていく。
- 3 電線類地中化については、安全で快適な通行空間の確保、優れた景観の保全と形成、地域活性化の支援、地域の防災機能の強化及び情報通信基盤の構築などを図るため積極的に取り組むこととしており、平成11年度から開始された「新電線類地中化計画（H11～H15、全国目標3000km）」に基づき、兵庫県全体で約170kmを実施する予定である。平成15年度においても、電線管理者や地元住民の協力を得て、計画的な事業進捗を図っていく。

[高規格幹線道路等]

- 1 わが国の自動車交通の大動脈となる第二名神高速道路は、現名神と一体となって高速道路本来の高速性、定時制、快適性を確保するとともに、阪神淡路大震災の教訓を活かした代替ネットワークを形成する。
特に本県においては、中国自動車道の宝塚市内のトンネルを中心とした渋滞が激しく、これを解消するためのバイパス機能も有している。
県としては、第二名神の必要性、重要性を踏まえ、今後も継続して国の責任で事業に取り組まれるよう関係機関に強く求める。

【参考】事業の概要

区 間：川西市東畦野（大阪府境）～神戸市北区有野町二郎（神戸JCT）
 延 長：21.0km（兵庫県内）
 規 格：第1種第1級 設計速度120km/h 6車線
 現 状：平成10年12月に施行命令が出され、暫定4車線で施行中である。

- 2 北近畿豊岡自動車道春日町～和田山町間については、平成18年度の兵庫国体に向けて、国土交通省が整備を進めている。県として、国交省に事業促進を要望するとともに、北近畿道の一部となる遠阪トンネル有料道路の改築事業を平成15年度から予定している。
和田山町～八鹿町間については、国交省が用地買収を進めており、県として国交省に事業促進を要望するとともに、関連事業の具体化、推進を図る。
八鹿町～豊岡市上佐野間については、都市計画及び環境影響評価の手続きを進めている。県として、手続きが円滑に進むように、事業予定者である国交省と調整を図る。
豊岡南以北については、早期に新規着工準備箇所へ採択されるよう、国交省に働きかけるとともに、関連計画の具体化を図る。

3 中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識している。また、播磨科学学園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・情報の交流の発展にも寄与する。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、中断することなく国の責任において、ネットワークとして完結するよう、国等に訴えていく。

【参考】事業の概要

①山陽自動車道～播磨科学学園都市の区間（L＝12.6km）

平成15年3月29日に開通

②播磨科学学園都市～中国自動車道の区間（L＝11.4km）

平成9年12月に都市計画決定を行い、平成10年12月の第31回国幹審において整備計画決定された。現在、早期の施行命令に向けて国等に要望している。

③中国自動車道以北（県内L＝9.4km）

用地取得を推進するとともに、佐用ジャンクション工事の促進や本線工事の新規着工を図る。（県内用地買収進捗率約99%）

[都市高速道路]

阪神高速道路神戸山手線は、神戸市長田区～同市須磨区に至る延長9.5kmの路線であり、神戸線、北神戸線と連結することにより、神戸市西部地域における高速道路の南北軸を形成する重要な路線である。平成15年度上期に、長田区蓮池町～北神戸線間が完成する予定である。県としては、残る長田区南駒栄町～長田区蓮池町間について、引き続き、一層の事業進捗を国、阪神高速道路公団に要望していく。

【参考】①事業の概要

区 間：神戸市長田区南駒栄町～神戸市須磨区白川（白川JCT）

延 長：9.5km

規 格：第2種第2級

設計速度：60km/h 4車線

②現況

長田区蓮池町～須磨区白川間（L＝7.3km）の平成15年度上期完成を目指し、本体工事中

③今後の予定

長田区蓮池町～同区南駒栄町間（L＝2.2km）について、引き続き、一層の事業推進を図る。

[地域高規格道路]

1 鳥取豊岡宮津自動車道は、平成6年12月に地域高規格道路の計画路線として指定された。このうち香住道路（L＝6.2km）は、平成6年度から事業に着手しており、現在、平成17年春の供用を目指して工事を全面展開している。

また、香住道路の西側区間である余部道路（L＝5.3km）についても、平成12年度から事業に着手し、現在、設計を進めるとともに用地買収に向けて地元協議中である。鳥取県境の区間（L＝3.5kmのうち県内1.9km）については、鳥取県とともに平成13年度から事業に着手し、今後、用地買収等を進めることとしている。引き続き、事業中区間の進捗を図るとともに、未着手区間についても早期具体化が図られるよう関係機関と協議調整を進める。

2 神戸西バイパスは、垂水JCTから石ヶ谷JCTまでの延長12.5kmの地域高規格道路で、このうち、垂水JCTから永井谷JCTに至る自動車専用部5.6km、一般部4.4kmについては、平成10年4月に明石海峡大橋と同時供用した。永井谷JCTから石ヶ谷JCTの間については、現在、国土交通省が国道175号までの一般部の整備を進めており、平成14年度は、用地買収及び工事を進めている。

- 3 神戸中央線については、神戸市道路公社が、布引から国道2号までの南伸事業（平成17年度供用目途）を進めている。これにより、阪高神戸線（生田川ランプ）と連結されることになり、都市高速ネットワークの充実が図られるものと考ええる。
- 4 東播磨南北道路については、平成11年度から国道2号加古川バイパス～（主）神戸加古川姫路線間の約5.2kmについて、地域高規格道路として事業を進めており、現在、用地買収の推進を図っている。今後も地元の協力を得ながら事業の促進を図り、早期に第1期整備区間が供用開始できるよう努めていく。
- 5 阪神間南北線は、将来の阪神地域における南北交通需要に対処するとともに、地域の活性化や社会経済活動の発展を支えるため必要ではあるが、計画の具体化には、今後の技術開発の進展や社会経済情勢の動向を見定めていく必要があるため、中長期的課題として取り組んでいく。
- 6 東播丹波連絡道路は、現況道路の交通渋滞等の問題を解消するとともに、東播地域と丹波地域の連携及び交流促進を目的とした道路で、滝野町から氷上町に至る約30kmの地域高規格道路である。
平成10年6月に計画路線指定され、同年12月には西脇市～黒田庄町間約5kmが整備区間に、山南町～氷上町間約9kmが調査区間に指定されている。現在、国土交通省により西脇北バイパスの事業が進められており、調査設計及び用地買収が行われている。県としても、事業中区間の整備促進及び未着手区間の早期事業化について、国に要望していく。

[地域幹線道路]

- 1 国道2号については、国土交通省で相生拡幅、相生有年道路、兵庫県で姫路西拡幅を事業中である。
相生拡幅は、昭和59年度に事業化して平成8年に一部供用しており、残る区間についても現在、全線供用に向けて鋭意、工事が進められている。
相生有年道路は、相生市から赤穂市に至る延長8.6kmの道路で、現在、用地買収が進められている。
また、姫路西拡幅についても現在、用地買収及び工事を進めており、鋭意、事業の進捗を図る。
和坂～小久保間については、4車線化の整備がされていない約1.3kmの区間について、現在、明石市が事業化に向けて都市計画変更の手続きを進めており、市と調整しながら早期に事業着手したいと考えている。
- 2 国道175号については、国土交通省で平野拡幅、神出バイパス、三木バイパスを事業中である。
平野拡幅、神出バイパスについては、現在、用地買収及び工事が進められている。
三木バイパスは、平成12年9月にバイパス部を完成4車線供用しており、現在、主要渋滞ポイントである小林交差点付近の事業が進められている。県としても、早期完成が図られるよう、国に要望していきたい。
- 3 国道176号（名塩道路）については、国土交通省が事業を進めており、平成13年4月に渋滞の著しい生瀬大橋の架け替え関連区間を供用したところで、平成14年度は木之元地区、名塩地区の用地買収を促進している。
また、阪神高速道路北神戸線の関連区間についても、平成15年春の供用を目標に鋭意、工事が進められている。依然として残事業量が大きいことから、国に早期整備を強く働きかけている。
- 4 国道250号のうち、相生市皆勤橋～鰯浜間については、相生港の埋立整備事業等と連携しながら、早期事業化を目指したい。
高取峠については、今後の交通の動向をみながら検討していきたい。

飾磨バイパスについては、現在、用地買収、工事を進めており、事業促進に努める。
飾磨バイパス東部の南バイパス木場からの東伸については、周辺開発計画や交通動向をみながら検討する。

- 5 国道427号は、全線2車線改良済みであり、二次改築については、現在、緊急性の高い曾我井バイパスに取り組んでいる。
曾我井バイパスは、平成11年度に事業着手し、現在、用地買収を推進しているところで、引き続き、早期供用を目指して事業の進捗を図る。
また、国道175号～上野交差点間については、西脇市のシンボルロードとして位置づけがなされており、現在、市において都市計画の変更に向けた作業が行われており、早期の事業化を検討している。
- 6 都市計画道路山手幹線は、尼崎から神戸に至る阪神間の主要な東西幹線道路であり、震災復興最重点路線として県及び関係市により整備を進めている。このうち、尼崎市域においては、大阪府境付近を県施行で、整備に取り組んでいる。また、西宮市域においては、未開通区間の全線を市施行で整備に取り組んでおり、夙川から建石線間については、平成15年春に供用開始予定である。また、芦屋市域においても、未開通区間の全線を市施行で整備に取り組んでおり、宮川から再開発区域間については、平成15年春に供用開始予定である。
- 7 都市計画道路園田西武庫線は、尼崎市北部の東西幹線であり、県道尼崎池田線から県道大阪伊丹線西側までの間のJR宝塚線との立体交差事業を県施行により進めている。
- 8 姫路十二所前線と国道2号の一方通行解除については、現状の道路交通状況から判断して、現時点での一方通行規制解除は、市内中心部の交通環境の悪化を招くおそれがあり困難である。
今後、周辺の道路整備の進捗を踏まえ道路管理者と一方通行規制の解除について検討していく。
- 9 龍野・揖保川・御津南北連絡道路については、山陽自動車道竜野西I.C.から国道2号を経て国道250号へ至る延長約7.5kmの道路であり、事業化は、延長が長く事業費も膨大なことから区間設定を行いながら段階的な整備を行う。国道2号～町道山津屋原線間については、沿道で圃場整備の計画が具体化したことから、同時施工を行うべく平成13年度より事業着手している。今後も地元の協力を得ながら、本事業箇所の整備を進める。
- 10 揖龍南北幹線道路は、中国自動車道山崎I.C.から(主)山崎新宮線、(一)東嘴崎網干停車場線などを經由し、国道250号に至る道路で、現在、山崎町において(主)山崎新宮線を補完する道路として(町)船元中比地線の整備を進めており、県においても(一)姫路新宮線の馬立～船渡間の改良を進めている。(主)網干竜野線の国道2号以南については、都市計画道路揖保線を、県、市、町の役割分担による整備に向けた検討を行っており、今後も引き続きその調整を進めていく。
- 11 播磨臨海地域における道路網計画の推進に関しては、播磨臨海部の4市2町で「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、播磨臨海地域における道路網のあり方やその実現に向けての研究調査や広報活動を行っており、本県も参与として参画している。
本協議会において検討している望ましい道路網のうち幹線となる道路については、事業規模が大きく、また、地域に与える影響等も大きいと予想されることから、今後とも国土交通省や関係市町と連携し、協議会の検討状況も見据えつつ、当該地域にふさわしい道路網のあり方とその実現のための方策等について検討を行っていく。

[その他の道路]

- 1 都市計画道路赤穂駅前大石神社線については、赤穂市の中心である加里屋地区の歴史的景観の整備、個性的な商店街の創出など魅力的なまちづくりのための中核として、大石神社から赤穂大橋線間については市施行により拡幅整備に取り組んでいる。また、赤穂大橋線からJR赤穂駅間については、県施行により電線類の地中化に取り組んでいる。
- 2 県道周世尾崎線については、現在、国道250号（坂越橋）～赤穂市尾崎間の約2.6kmについて事業化を図り、現道拡幅部の改良工事を進めてきているが、今年度より、これの南側のトンネル区間の工事着手を行う予定である。
- 3 都市計画道路相生駅相生線（垣内町～陸本町・栄町）交差点改良については、渋滞解消のため県市が協力して整備に取り組んでいる。
- 4 県道国分寺白浜線については、平成11年2月にW=25m（4車線）の都市計画決定がなされている。国道2号姫路バイパスの無料化に伴い交通量が減少しているが、姫路東I.C.ランプ部において時間帯により渋滞が発生していることから、今後、渋滞解消に向けた調査を進め、効率的かつ即効性のある道路整備計画を立案検討していく。
- 5 加古川左岸堤防道路は2車線整備済みの道路であり、小野市から加古川市日岡山付近までは県道加古川小野線となっており、これより以南は加古川市道となっている。現在、東播磨地域臨海部と内陸部の地域間における交通混雑に対する対策としては、東播磨南北道路の整備を図ることとしている。
- 6 都市計画道路沖浜平津線（高砂）については、東播磨の主要南北道路であり、国道250号（明姫幹線）より北側の古新工区を県施行により、また、山陽電鉄との立体交差部を市施行により整備に取り組んでいる。なお、市施行区間については、平成15年夏頃に供用開始予定である。
- 7 都市計画道路建石線は、西宮市の南北幹線であり、国道2号より北側約1.6km区間を県施行により整備を進めている。
- 8 主要地方道尼崎池田線（都市計画道路尼崎伊丹線、尼崎港川西線）については、阪急神戸線との交差部並びに交差部以北の尼崎市域・伊丹市域において県施行により拡幅整備に取り組んでおり、平成15年度には4車線化が完成する予定である。
- 9 尼崎港線と阪神電鉄交差部の拡幅については、鉄道事業者や尼崎市と協議しながら駅周辺整備に関連する区間において、検討していく。
- 10 都市計画道路尼崎宝塚線は、阪神間の主要南北幹線であり、武庫の里以北の拡幅事業については、計画幅員の見直しが必要であり、関係市及び地元と協議の上、早期事業着手に向けて取り組んでいく。
- 11 円山川右岸道路は、八鹿町の上小田橋まで整備されており、これより以北は町道坂本線（2車線）を経由し、昨年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2車線）により、日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年度に予定されている国道312号日高南バイパスの開通に加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。

[紀淡連絡道路の早期事業化]

紀淡連絡道路については、必要性等について国民・県民の十分な理解を得た上で具体化を図る必要があると考えている。紀淡連絡道路を“要（かなめ）”とする大阪湾環状道路を活用した地域整備や地域連携のあり方について、関係自治体とともに、引き続き調査を進める。

<要望事項>

9－(6) 鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備を関係機関と連携し推進されたい。

- ① 鉄軌道の複線化・電化等の促進
 - ・ J R山陽本線（西明石－網干間）の複々線化
 - ・ J R赤穂線（相生－岡山間）の複線化
 - ・ J R加古川線（加古川－谷川間）の電化・高速化
 - ・ J R播但線（寺前－和田山間）の電化・高速化
 - ・ J R姫新線（姫路－上月間）の電化・高速化
 - ・ 神戸電鉄の全面複線化及び北条鉄道への乗り入れ
- ② 市街地交通の円滑化を図るため、姫路・加古川（J R）、西宮（阪神電鉄）、明石（山陽電鉄）等各地域の鉄軌道と道路の立体交差事業を積極的に推進されたい。
- ③ J R三ノ宮駅・元町駅東口をはじめ県内の主要鉄道駅において乗客用エレベーター・エスカレーターを設置などバリアフリー施設の早期整備を図られたい。
- ④ 谷上からひょうご情報公園都市・小野方面への鉄軌道整備及び神戸市営地下鉄（西神中央－西明石）の延伸による神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充を推進されたい。
- ⑤ 山陽新幹線姫路駅及び相生駅へのひかり号の停車本数の増加及びJ R新快速電車の相生・上郡・赤穂までの延長運行について関係先に働きかけられたい。

<回答>

21世紀の交通課題に対応するため、クリーンでエネルギー効率が高く、安全で安心な公共交通を有効に活用するため、鉄道整備や輸送サービスの改善が必要であると考えている。このため、要望の各路線については、引き続き国、J R等に整備・改善等の要望を行っていききたい。

なお、個々の路線については以下のとおりである。

[鉄軌道の複線化・電化等の促進]

- 1 J R山陽本線（西明石－網干間）の複々線化については、当該区間は兵庫県南部を縦貫する大動脈区間であり、アーバンネットワーク線区として、列車本数、速達性等のサービスの強化が図られているところであるが、新快速と普通電車の接続や新快速が停車しない駅の列車本数増等、更なる利便性向上が必要と考えている。
- 2 J R赤穂線（相生－岡山間）の複線化については、当該区間は兵庫・岡山県境の海岸部を結び、アーバンネットワーク線区に隣接する線区としてサービス向上が図られているが、山陽本線との直通運転本数増や、岡山方面との連絡強化等、さらなる利便性向上が必要と考えている。
- 3 J R加古川線（加古川－谷川間）の電化・高速化については、J R加古川線は、東播磨地域と丹波地域とを結ぶとともに、加古川市及び阪神方面への通勤通学等を担う路線として、より一層の利便性向上が必要と考えている。また、先の震災では播但線・福知山線等とともに東海道・山陽本線の迂回ルートとして大きな役割を果たした。このため、阪神・淡路震災復興計画に位置づけ、電化・高速化についてJ R西日本等関係機関へ要望を行ってきた結果、平成13年度に事業化された。当該線区は不採算路線であり、鉄道事業者の投資額にも限界があることから、沿線市町とともに、事業の早期完成へ向けてJ R西日本への支援を行っている。

- 4 JR播但線（寺前～和田山間）の電化・高速化については、JR播但線は、但馬地域と播磨地域とを結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であるため、より一層の利便性の向上が必要であると考えており、姫路～寺前間については平成10年3月に電化・高速化整備が完成・開業を迎えた。寺前～和田山間については、多額の投資が必要なことから採算性の問題もあるが、寺前駅での乗り継ぎを解消し利便性向上を図る必要があると考えている。
- 5 JR姫新線（姫路～上月間）の電化・高速化については、JR姫新線は、西播磨都市圏の通勤通学輸送及び播磨科学公園都市へのアクセス機能を担う重要な路線としてその整備が必要であると考えている。
- 6 神戸電鉄の全面複線化及び北条鉄道への乗り入れについては、神戸電鉄三田線・粟生線は、北摂・北神地域や東播磨地域及び西神地域と神戸都心部とを結び通勤・通学輸送の機能を担うとともに、JR福知山線・加古川線と連絡し、丹波地域や東播磨内陸地域と神戸都心部とを短絡するルートを形成している。神戸電鉄三田線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応すべく、鉄道事業者において整備が進められているが、残事業費が大きく、また鉄道事業者の投資額にも限界があることから、現在、神戸市とともに、事業の早期完成へ向けて神戸電鉄に対する支援を行ってきたところである。北条鉄道への乗り入れについては、採算面の問題や技術的な課題が多いと認識している。

[鉄軌道と道路の立体交差事業]

交通渋滞の原因となっている多数の踏切を一举に除却し、鉄道と道路を立体交差化することにより、市街地の交通渋滞を抜本的に解消する連続立体交差事業を進めているところである。

- 1 JR山陽本線等（姫路市）連続立体交差事業では、平成17年度末の山陽本線高架切替に向け、姫路駅部及び西部区間の高架本体工事等の整備を推進する。
- 2 JR山陽本線等（加古川市）連続立体交差事業では、平成15年5月に山陽本線の高架切替を行う予定である。さらに、加古川線については、平成16年度末までに高架切替を行うべく、高架本体工事等を推進する。
- 3 阪神電鉄本線（西宮市）では、平成13年3月の全区間の高架切替を行い、平成15年度末の事業完了に向け、側道工事等を推進していく予定である。
- 4 山陽電鉄本線（明石市）では、平成14年3月に事業認可を取得した。早期の工事着手に向け、用地買収を推進していく。
- 5 阪神電鉄本線（鳴尾）では、平成12年度に着工準備が新規採択され、平成14年度内に都市計画決定及び平成15年度に事業認可を取得し、整備を推進する。

[バリアフリー施設の早期整備]

既存駅舎へのエレベーターの設置を促進するため、平成5年度からエレベーターの設置費の一部を補助する財政的支援を行っており、その後補助制度を拡充して、現在はエレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機の設置に対し補助を行っている。なお、JR三ノ宮駅をはじめとする県下主要駅へのバリアフリー施設整備については、事業者及び地元市町等と現在調整を行っているところであり、早期の整備を目指している。今後とも、エレベーターの設置を基本とする、駅舎のバリアフリー化の推進に取り組んでいく。

[神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充]

- 1 谷上～東播磨情報公園都市・小野方面への鉄道としては、既に、神戸電鉄粟生線が運行されていることに加え、鉄道建設には膨大な資金が必要となること等から、この地域に新たに鉄軌道を建設することは現状では極めて困難と考えられる。

- 2 一方、神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石）については、運輸政策審議会答申路線に位置づけられているところであるが、採算性を確保するに必要な需要が見込めず、事業化が困難な状況となっている。このような状況から、神戸地域と周辺北・西地域間の鉄軌道整備については、周辺地域の開発動向を見ながら今後の課題としたい。

[新幹線の停車本数増加と新快速電車の延長運行]

- 1 新幹線停車駅は高速広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、その機能を充実させるためにも停車本数の増加が必要であると考え、かねてより、JR西日本に対して、停車本数の増加の要望を行っている。引き続き、停車本数の増加に向けて要望を継続していきたい。
- 2 新快速電車の延長運行についても、JR西日本に対して、引き続き利便性向上へ向けて要望していきたい。

10. 防災体制の整備

<要望事項>

10- (1) 広域防災拠点等の整備

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、三木震災記念公園（仮称）をはじめ県内各地の広域防災拠点等の早期整備を図り、自然災害に対して万全の体制を確立されたい。また、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯の調査等地震観測体制を強化するとともに、東播磨地域におけるヘリポート建設等緊急災害時の地域防災拠点の建設・整備を積極的に推進されたい。

<回答>

- 1 広域防災拠点の整備については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、備蓄、救援物資の集積・配送、応援要員の集結・出動機能をもつ広域防災拠点を県下各地に設置することとしている。まず、三木市内に整備する三木震災記念公園（仮称）については、大震災の教訓を生かした県域の総合的な防災拠点として整備を進めており、学習・訓練ゾーンについては平成15年度一部完成、総合防災公園ゾーンについては平成17年度一部オープンを目指している。
- 2 また、ブロック拠点については、西播磨ブロック拠点が平成11年3月、但馬ブロック拠点が平成13年8月に完成している。
- 3 活断層調査については、地震関係基礎調査交付金制度を活用し、山崎断層帯などの調査を実施したほか、平成13年度から六甲・淡路島断層帯の調査を行っている。また、活断層調査にかかる地震関係基礎調査交付金制度の拡充や県内活断層の観測体制の強化を国に対し要望している。
- 4 地域防災拠点については、兵庫県防災都市計画マスタープラン及び県地域防災計画において、市町が整備することとし、その整備指針を定めるとともに、防災センター、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の防災施設の整備については、国からの財政支援として、内閣府の地域防災拠点施設整備モデル事業、消防庁の消防防災施設整備費補助金等の補助制度や、消防庁の防災対策事業といった起債制度があることから、それらの制度の積極的活用による整備促進を助言している。

<要望事項>

10- (2) 六甲山系グリーンベルト整備

地震による地盤の緩み等により土砂災害の危険性が高い六甲山系の山裾に広がる市街地の安全性の確保と併せて緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全と創出を図ることを目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業を推進されたい。

<回答>

六甲山系グリーンベルト整備事業は、平成7年度より国及び県にて事業に着手し、土砂災害防止のための山腹工などを実施しているほか、平成10年7月には、都市で保全されている樹林がグリーンベルトとして機能を発揮できるよう都市計画法上の位置づけを行うなど、様々な手法で整備に取り組んでいるところである。今後も国を始めとする関係機関や住民の方々とも連携し、土砂災害に強い森づくりを目指して努力していく。

<要望事項>

10-(3) 河川の改修等

加里屋川、千種川（矢野川・榊川）、武庫川改修事業、大谷川河川高潮対策事業、玄武洞・豊岡間の治水対策を推進されたい。

<回答>

- 1 加里屋川、北野中、砂子、浜市地区の放水路を含む3,060mは、広域基幹河川改修事業千種川の加里屋川工区として昭和54年度より河川改修を進めている。平成14年度には、用地買収及び詳細設計を実施しており、引き続き15年度以降も用地買収を進める。
また、防潮水門～JR赤穂線までのL=3,037mの区間において、昭和44年度から高潮対策事業で着手し、平成3年度にはふるさとの川モデル河川の指定を受け、整備を進めてきた。
これまでに松栄橋までの約1,800mの区間の改修を終えており、地域住民との話し合いを継続しながら、引き続き整備を進めていく。
- 2 千種川水系の矢野川、榊川については県単独事業により河川改修を実施している。
矢野川については矢野町中野地区で約800mの改修をおこなっており、築堤工は完了し、現在は水衝部の護岸工事を実施している。
また、榊川については矢野町榊地区で約900mの改修を行っており、現在用地買収を鋭意進めている。
- 3 武庫川における河川改修については、河口より潮止堰までを高潮対策事業で、潮止堰より上流域を、下流工区（潮止堰～名塩川合流点）・上流工区（主に三田市市街地部）・上流武庫川工区（三田市波田～篠山市真南条中）に区分して広域基幹河川改修事業で改修を行ってきており、高潮区間及び上流工区について平成12年度に整備を完了している。下流工区・上流武庫川工区については、引き続き整備を進めていく。
- 4 大谷川の高潮対策事業については、昭和43年度より整備を進めており、河口～水門計画位置までの防潮堤については完成している。
現在、排水機場計画予定地の用地買収・物件補償に着手しており、来年度からは水門工事に着手し、事業の進捗を図っていく。